



Title	ドイツ社会民主主義と利益代表制度：革命期を中心に
Author(s)	小野, 清美
Citation	大阪外国語大学学報. 1988, 75(3), p. 53-84
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81187
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツ社会民主主義と利益代表制度 —— 革命期を中心に ——

小 野 清 美

Die deutsche Sozialdemokratie und das Interessenvertretungssystem

Kiyomi Ono

Die Reichsleitung des Kaiserreiches umging tendenziell den Reichstag und legitimierte die staatliche Willensbildung durch die offiziellen oder inoffiziellen Verbindungen mit den staatsrechtlichen Interessenverbänden, also Handelskammern, Handwerkskammern, Landwirtschaftskammern usw. und privaten Verbänden der Arbeitgeber. Das heißt Interessenpolitik, die versucht, durch die Erfüllung ihrer wirtschaftlichen Interessen die verschiedenen sozialen Schichten politisch und gesellschaftlich zu integrieren. Diesem System unterlagen die traditionelle berufsständische Idee und Vorstellung des Staates als die allgemeine Gesamtheit, mithin als das über alle Teilinteressen stehende neutrale Organ. Aber dazu kommt noch, daß der Staat die entsprechenden Maßnahmen gegen die sozialen Probleme als Folge der rapiden Industrialisierung treffen muß. Dieser Interventionismus wurde durch große Interessenverbände vermittelt.

Die Arbeiterklasse wurde aus diesem System der korporativen Integration ausgeschlossen. Daher forderte die Sozialdemokratie, unter dem Schlagwort von Gleichberechtigung der Arbeiter, im politischen Bereich das parlamentarische Regierungssystem und im sozial-wirtschaftlichen die Arbeitskammer als öffentlich-rechtliches Vertretungsorgan neben die Anerkennung der Gewerkschaften und des Tarifvertragssystems. Diese Forderungen erfüllten sich fast im Ersten Weltkrieg, indem die Gewerkschaften an der Leitung der Kriegswirtschaft teilnahmen. Aber damit wurden die organisierten

Arbeiter zugleich in die Rahmen der Interessenpolitik inkorporiert.

Deshalb stand die Sozialdemokratie der Revolution und Rätebewegung folgerichtig passiv gegenüber, setzt die Räte, welche die neuen Prinzipien von unmittelbarer Demokratie und Dezentralisierung aufgestellt hatten, in Arbeitskammern um und verankerte sie als öffentlich-rechtliche Interessenvertretung in der Weimarer Verfassung. Wir können hier den Mangel an revolutionärem Bruch der Integrationsprinzipien der Arbeiterklassen erkennen, also eine Kontinuität aus der Zeit des Kaiserreichs. Dieselbe Sozialdemokratie, die einerseits auf die Festigung der parlamentarischen Demokratie zielte, vermittelte andererseits diese Kontinuität, um selbst die aus Interessenpolitik im Kaiserreich stammende Vorbelastung auf vermittelnde und ausgleichende Funktionäre der Parteien und des Parlaments zu reproduzieren.

はじめに

ワイマール共和国のたどった暗転と関連して、その議会制度は大統領制との関連、比例代表制、政党制度など様々な問題にされてきたが、意外にも共和国の議会制民主主義の形成過程は十分明らかにされているとは言えず、1918年10月の「上から」の改革と革命の中でレーテ＝ソビエト路線を圧伏して議会制民主主義が導入されたということが、その内容自体は問われずに自明の前提とされている観がある。

ドイツにおける議会制化は次のような諸条件が重なり合い、初発から固有の困難をはらんでいた。第一に、分邦主義の長い歴史をもち、統一後も諸邦の分離主義的利害やプロイセンとライヒの二元性が長く尾を引いたというナショナルな統合の問題性、これにオーバーラップする宗派上の対立、また先発資本主義国との対抗から国家のイニシャティブの下に急速に進められた工業化による国民諸階層の利害の深い分裂などが重なったこの国においては、代表制民主主義の円滑に機能する前提＝一定の国民的均質制が決定的に欠如していた。第二に、この事情と関連して、世界観政党という性質を帯びたドイツの政党はビスマルクも嘆いたように、⁽¹⁾すぐ隣の党派とも容易に妥協しがたかったこと、またナショナルな分裂を体現する政党への伝統的に根強い反感から、ドイツでは早くから政党と競合し官僚機構に直結しようとする公法的・私的利益団体が発達した。そして帝制指導部は自らの階級的社会的基盤と異質な要素が増大していく帝国議会を傾向的に回避し、これらの諸団体との公式・非公式の接触を通じて国家的決定への正統性の調達を行い、主要な社会層の経済的利益の充足による社会的統合を図ってきた。⁽²⁾以上のドイツ特有の歴史的な条件に加えて第三に、こ

の国において議会制民主主義の実現が現実味を帯びる 20 世紀初頭は、代表制の理念的前提たる自由な個人と均質な国民を幻想にした「組織された利害」あるいはコレクティヴィズム（集団主義、団体主義）の一般化、⁽³⁾いわゆる大衆民主主義状況による非合理的要素の拡大、大衆的組織政党への移行による議員の自律性の喪失、国家行政の拡大に伴う執行権力の強化などによって、すでに議会制＝代表制民主主義の危機が叫ばれる時代であった。⁽⁴⁾

こうした諸問題を抱えるドイツにおいて今世紀初葉に制度化された議会制民主主義を考察する時、とりわけ問題になるのは、今や「組織された利害」の姿をとる社会の多様な価値と利害が媒介・調整される仕組み如何であろう。本稿は、大戦中に成立した議会多数派の中核であり、革命の混乱のなかで国民議会召集により議会制民主主義への道を決定づけた社会民主主義を対象に、自由労働組合という強力な利益団体を基礎に自らコレクティヴィズムの流れにたつ運動を展開した彼らが、この問題にどう対処しようとしたかを検討し、ワイマール議会制の成立局面での問題を探ろうとするものである。社会的利益の代表・調停の仕組みに関する社会民主主義の政策が、彼らの議会制観・議会制民主主義論と密接な関係にあることは言うまでもないが、これについては別稿を用意しており、本稿では、断片的な言及や当時の関係者の著したもの他にはまとまった叙述のない全国経済評議会を頂点とする経済的利益代表の制度化とその具体化の過程を軸に、歴史的文脈にそくした検討を課題としている。

〔1〕 転訳されたレーテ

1. 労働共同体政策

全国経済評議会を頂点とする経済的利益代表制度の設置に至る過程を検討する上で、まず、この制度の前提をなすと同時に競合的側面をも持つ労働共同体政策をみておかねばならない。

よく知られているように、革命勃発前に成立したシュティンネス・レギーン協定に基づいて、労使諸組織は 1918 年 11 月 15 日に中央労働共同体を締結した。この労使の同盟の特徴・内容はフェルドマンらの整理に従えば次の三点である。⁽¹⁾ 第一にそれは、労働組合の承認、パリテートの職業紹介所、労働者委員会の設置、労働協約、8 時間労働日など労組の一連の基本的要求を実現した。このうち本稿の観点から重視すべきは、集团的労働協約体制の実現である。革命前の最後の労使交渉ではこの要求を使用者側は拒否していたが、革命の圧力を背にこの要求が強く押し出された。⁽²⁾ SPD の労相パウアーはこの協定の締結をみるや、労働協約権の法的確立のチャンスは今をにおいてないと考え、直ちにライヒ労働省に法案作成を命じた。⁽³⁾ こうして自由労働組合（FG）指導部の協力を得て 12 月 23 日に労働協約令が労働省令として発布され、労働協約の法的拘束性と労働者・職員委員会、仲裁制度が確立された。後段で述べるように、これは従来の労働組合の要求の核心が実現されたことを意味する。従って FG は、12・23 労働協約令が協約パートナーとして規定された労働組合と使用者団体とが「合理的賃金政策」によって経済生活の再建に資する基礎を作ったとして、これ

を全革命立法中もっとも重要なものの一つと評価した。⁽⁴⁾ 労働組合にとって労働協約と労働共同体とは密接不可分のものであり、FG総委員会議長レギーンは、中央労働共同体を世紀転換点以来の首尾一貫した協約政策の結果として位置づけ、⁽⁵⁾ FGの理論的指導者ウムブライトも同様にそれを「集团的労働権の勝利」特徴づけた。⁽⁶⁾

第二に、少なくとも当初は、その延長上に労働共同体を過渡期をこえて長期的に存続させ、工業の経済的・社会的・法的諸問題を労使共同で解決していく経済体制が展望され、労使双方ともに中央労働共同体を経済議会に発展させようとしていた。自由労組のライパルトは戦中に過渡期（平時経済への）経済について述べた際に、労働協約制度を基礎とする労働体制の将来像として「職業・工業議会」Berufs- und Industrieparlamentを予想していた。そこでは労使はまず第一に自らの利害を擁護するが、同時に「共通の産業利害」を念頭におき、労働協約に関する審議を行うと考えられた。⁽⁷⁾ FGは、「企業家と労働者の利益団体なくして……労働協約、労働の共同の秩序はない」⁽⁸⁾と考えていたが、ライパルトはこれを一步進めて漠然とはあれ、同一のプラットフォームに編成された労使の利益団体が共同で労働体制を調整していく未来像を描いていたのである。

第三に、中央労働共同体は国家官僚制と議会を回避して動員解除と過渡期経済の諸課題を労使の利益団体が引き受けようとするもので、経済界主導で上の課題を果たすために復員局の設置を要求し、これをかち取った。そして各工業部門にそれぞれの全国労働共同体を形成し、経済自治の名において過渡期経済の諸課題のために経済の組織化を行おうとした。しかし労働組合においては時と共に国家に対する評価・関係（従って労働共同体への態度も）が変化していくのは、後述の通りである。

ところで、このような意味をもつ労使同盟の成立の基礎には、ドイツ国民経済の像および戦後の経済再建の基本路線に関する労使の一致があった。そもそも社会民主主義の戦争協力、戦時経済の中への労働組合の積極的自発的な統合は、それなくしては十分説明がつかないであろう。戦中における多くの指導者の発言から明かなように、戦前以来伝統的に保護関税陣営（特にユンカー）に対して完成品・輸出工業と共に「工業立国」型国民経済を前提とした自由貿易路線に立っていたSPDは、⁽⁹⁾ この戦争が食糧・原料輸入、工業製品輸出を特徴とするドイツ経済の存亡をかけた戦いであるという認識にたつて、ドイツ工業の死命を制する原料源、輸出市場の維持・確保を戦争目的としており、⁽¹⁰⁾ その限りまさしく企業家と共通の利害に立っていた。18年からFGが行った過渡期経済の議論でも、その重要な課題として原料・食料の輸入、工業製品の輸出の組織化、ドイツの為替相場の引き上げ、販売市場の獲得が掲げられたことに示されるように、戦前来の工業（輸出）立国型の国民経済の再建が目指されており、これを土台とする労使の共通の利害が暗黙の前提にある。⁽¹¹⁾

革命勃発後12月3日のFG諸連盟首脳会議でR.シュミットは「経済的機構を古い基礎の上でまず再建」すること、「これまで生産されていたようなやり方で」復興をとげることを第一の前提としたが、⁽¹²⁾ これは社会化運動に対する社会民主主義の基本姿勢でもある。そしてこの経済再建は工業生産の再建からと、労使とも確信しており、農業、商業、銀行などに対する工業の優先、また深刻

な石炭不足と低い生産率である限り消費者利害に対する生産者利害の優先を主張した。⁽¹³⁾

こうして、社会民主主義革命政権が成立し一般的力関係が労働者に有利に展開する局面で、FG は、工業の生産力の再建・輸出市場の回復という使用者側と共通の利害を前提にしつつ、経済再建のパートナーである労働者の利益代表としての立場に立っていたのである。⁽¹⁴⁾

2. レーテ・社会化運動への対応

革命当初より FG にとってレーテ運動との対決は中心的テーマであった。実は 12・23 労働省令の隠されたテーマもそれであった。すなわちこれを急ぎ発布した当のバウアーが言明しているように、それは、経済的諸関係の規制の担い手が労働組合と労働者委員会であることを確定することによって、経営での労兵レーテ・労働者レーテの介入や自立的活動を阻止するという狙いをもっていたのである。⁽¹⁵⁾ しかしルール炭鉱労働者を先頭にベルリン、中部ドイツでも労働共同体路線に反発し企業権力への直接民主主義的統制を要求する社会化＝レーテ運動が高揚し、労働組合は運動への新たな対応を迫られることになる。

労働組合のレーテ運動への対立は、両者の競合関係からのみ生じたのではなく、運動の原理、組織原理における対立がその重要な内容をなしていた。すなわち（革命期のレーテの性格は多様であるが）社会化運動を担ったレーテは、特に大戦中に飛躍的に進んだ大量生産方式による労働力構成の変化＝労働力の均質化傾向を踏まえて、職業ではなく経営全体を拠点にして、官僚制化した生産過程への労働者の直接民主主義的関与を目指し、分権的な自治機構としての国家像を描いていた。これに対してその傘下の諸組合の主要基盤が旧型熟練労働者であった FG は、職種ごとの統一的な全国的労働協約による労働関係の調整を進める立場に立ち、レーテは一経営の労働者全体を掌握するが全ての経営での同一職業の経済的調整を不可能にするとして、職業別原理からこれと対決した。⁽¹⁶⁾ 要するに社会化＝レーテ運動が生産過程に対する労働者統制・共同決定を目指したのに対し、FG の要求した労使同権、共同決定権は内容においては、賃金、労働条件、職業紹介制度の労使パリテートの規制、すなわち労働力商品取引における労使同権であり、運動形態としては職業別原理にたつ中央集権的な労組頂点による使用者団体との共同決定であったのである。

さてレーテ・社会化運動にたいして具体的な対応を迫られたのはまず政府（2月13日にワイマル連合政府形成、それまでは SPD のみ。なお革命期の名称 MSPD は一貫して SPD と略記する）であった。石炭シンジケートの占拠、さらにはゼネストへと展開するルール炭鉱労働者の社会化運動に対して、政府は、（1）炭鉱監督のためのライヒ委員の任命、（2）全炭鉱での労働者委員会の選出、（2）炭鉱地域のための労働会議所 Arbeiterkammer の設立命令発布を内容とする「炭鉱に関する命令」＝1・18 命令、およびこの命令の第三項に基づき、ルールとオーバーシュレジェンに労働会議所を設立するという 2・8 命令をもってこれを収束しようとした。政府・SPD の意図は、すぐに述べる 1・18 命令を議題とした 2 月はじめの FG 諸連盟首脳会議においてヴィッセルが説明し

たように、(1) 山猫的に形成された炭鉱レーテ Zechenräte を 12・23 労働省令によって労働者委員会として位置づけて合法化＝包摂し、(2) さらに炭鉱レーテの鉱区レーテ、地域レーテへの展開を抑えるために労働者委員会の上部機関として労働会議所を設置することであった。⁽¹⁷⁾つまり政府・SPD は社会化の基礎として位置づけられたレーテを、労働者委員会および戦前以来社会民主主義が要求してきた労働者の公法的利益代表としての労働会議所に、転義・吸収しようとしたのである。1月28日の内閣と中央評議会 Zentralrat の憲法草案についての合同会議で、エーベルトは労働者レーテの憲法への採用の可能性を否定し、レーテの今後の発展は労働会議所法の強化という方法でなされるべきだとした。⁽¹⁸⁾

そして、この労働会議所導入について1月31日に労働省において炭鉱労使代表、諸邦代表、中央労働共同体代表が参加した会議が開かれることになり、これに先だって中央労働共同体は27日に予備会議を行った。中央労働共同体は既述のように、形成されるべき部門別労働共同体が労働会議所を代替しうる考えていたから、この会議で企業家側は、経済自治に基づく自発的結集である労働共同体と法的強制を基礎に設立される労働会議所とは併存しえないとして、これを峻拒した。彼らの反対の主要な根拠は、労働会議所の正副議長を当局が任命するという規定であった。他方、労働者側は全労働組合とも一致して、労働共同体が全部門に形成されても、ましてや企業家の抵抗でその形成が遅れている以上、公法的権限をもつ労働会議所の法的導入は放棄されえないと言明した。とりあえずこの予備会議は、炭鉱および続いて予想される鉄鋼業への労働会議所の分離導入には反対すること、労働会議所法は労働共同体の形成・発展まで当面差し控えること、労働省も労働共同体の形成を助成すべきことという一致点をみいだした。⁽¹⁹⁾

しかし続く労働省での会議で労使は分裂した。すなわち企業家側は労働会議所一般への強い反対を表明し、政府に企図の撤回を迫った。この主張が通らなかった時、フェーグラーは会議を中途退席し、ボルジッヒは閉会後に労働共同体の使用者代表の名において、労働会議所に関する命令と共に労働共同体は葬られたと宣言した。他方炭鉱労組を代表してザクセ Sachse とフエは、炭鉱主はいまだ労働共同体の精神に立たずに「ヘル・イム・ハウゼ」の見地に立っているとして労働会議所に賛成し、ライパルトも予備会議での労組側見解を代表した。⁽²⁰⁾ これらの会議の報告をうけ労働会議所導入について討議した2月1/2日のFG諸連盟首脳会議は、2票の反対があったのみで炭鉱への労働会議所導入に同意し、⁽²¹⁾ こうして2・8命令が発布されたのである。

上の2つの会議ともあわせてFGの態度で興味深いのは、労使の自発的結集たる労働共同体を押し出して国家介入を拒否する企業家側に対して、労働組合が労働共同体政策を進めながらも同時に公法的制度や国家による保証にも依存する姿勢を明確にしていることである。ライパルトは、労働共同体が法律によって公法的権限を与えられると仮定すれば、それは我々の要求している労働会議所である、ただしこの場合も地域的労働会議所が必要だ、と述べ、シュテューマー Stühmer (仕立屋組合) も、労働会議所か労働共同体かが問題なら労働者は、使用者がその強制を免れえない労働会議所を選ぶと発言した。⁽²²⁾

ルール炭鉱労働者の運動は、こうした SPD 政府・FG の対策にもかかわらず、ゼネストにまで拡大し、軍事的弾圧によってのみ収束した。しかし引き続いて中部ドイツ、ベルリンでも社会化を頂点要求とする大規模なゼネスト運動が勃発し、政府はついに社会化法の上程（3月23日可決）の他に、レーテを経済的利益代表として承認し憲法に入れること、労働条件規制における経営レーテの同権の承認、さらには地域労働者レーテ（労働会議所）の設置、経済的社会政策的立法権をもつ「中央労働評議会」の設置の約束などの譲歩を行った。ただしここでも経営レーテは労働者・職員委員会の執行機関とされ、地域労働者レーテは労働会議所と位置づけられている。⁽²³⁾

そしてゼネストによって強いられたこの最終的譲歩を改めて討議したのが3月22/23日の党幹部、党委員会、統制委員会、議員団の合同会議である。まずH. ミュラーの報告は、レーテシステムが政治的レベルでは民主主義と相容れないことを強調して、経済的領域での経営、労働者職員レーテの承認と地域レーテ、「労働の議会」としての全国労働者評議会の導入がなされるべきだとし、この「労働の議会」を社会政策立法の作成・発布に際して農業、商業、工業の「利益代表」と結合して活動する諮問団体と位置づけた。⁽²⁴⁾

次にジンツハイマーは問題の核心を、生産の指導に共に参加したいという労働者の要求、すなわち「生産者としての労働者の利益代表」と捉え、実現されるべき全国的な経済的利益代表機関はほかならぬ労働会議所の現代的形態だとした。すなわち「本来問題なのは新しい課題と新しい機能をもつ古い労働会議所である……。古い労働会議所は社会政策的に構想されていた。今やそれは経済会議所 Wirtschaftskammer になるべきである。したがって我々は労働会議所の古い思想を労働者の新しい活力に適応させるべく努力せねばならない。」こうして彼は、従来の労働会議所要求を発展させて経済会議所（労使同数構成の生産者会議所）を設置し、これに行政権の一部（社会政策的、経済政策的行政の一部）と立法権の一部（発議権、拒否権）を与えるという構想を提起した。このシステムは「社会的民主主義」と特徴づけられ、これと政治的民主主義との結合が目標とされた。その際、最終的決定権が議会にあることは自明の前提とされている。⁽¹⁵⁾

労働相パウアーも基本的にジンツハイマーに同意し、政府がレーテを承認したことを非難するレギーンに対して、今回政府が労働者に約束したことは決して新しいものではなく「労働組合の古い要求に新しい名前をつけただけのものである」と説得した。⁽²⁶⁾

しかし、この「経済的利益代表」ないし「経済議会」の権限について、経済的立法に関する発議権・拒否権を与えるとするジンツハイマーと、拒否権については国民代表＝議会と「経済的利益代表」を同列におくことになるとこれに反対するパウアー、シャインデマンらの意見が分かれたが、会議は後者の意見にその内容の決議を採択した。（反対5票）。⁽²⁷⁾

この会議が、特にジンツハイマーの構想がのちの憲法第165条の内容を形成する基調となっている。ジンツハイマーはこれを4月6日付の憲法草案34a（後の第165条）の提案理由、⁽²⁸⁾ および6月のSPD党大会での報告において展開し、⁽²⁹⁾ 憲法委員会も党大会もそれを採択した。

政府レベルではこの3月の党会議と前後して20日、26日、4月4日の閣議において、労働省が作

成した数次の草案に基づき、全国経済評議会を頂点とするレーテの憲法への定着の問題を討議した。これらの閣議では、工業以外の職業の参加は全国経済評議会を職業身分代表にするというシャイデマンや、同じく職業身分的構成に反対した民主党のゴートハイン Gothein の疑念を退けて、この制度はワイマール連合諸党によって「生産的諸身分」die schaffenden Stände の概念のもとに議論され、反動的印象を与えるとして「身分」という表現は途中で削除されたものの、各職業階層の利益を代表する機関とされた。中央党のギースベルトは「副議会」と呼んだ。全国経済評議会に拒否権を与えることは最終的には否定されたが、拒否権の支持者はどの党にも見いだされた。このように実質的に職業身分的副議会の発想が多かれ少なかれ底流に見られる。⁽³⁰⁾

レーテ運動に対する政府の譲歩を非難した FG もいまや態度の修正を余儀なくされた。労働組合の今後の活動方針を決定した 4 月 25 日の FG 諸連盟首脳会議で決議された活動方針は、法的権限を伴う集団的労働協約を経営民主主義の基礎と規定し、組合と連携して経営民主主義を実現すべきものとして経営レーテを承認し、一方中央的な国民経済の自治組織として、社会政策・経済政策的な法案作成や意見表明を行う、労使代表からなる経済会議所 Wirtschaftskammer を想定した。⁽³¹⁾

以上のように当初政治的にも経済的にもレーテを拒否していた社会民主主義は、これを経済的利益代表として承認した。そしてさまざまな名称のもとに「生産的諸身分」の地域的、全国的利益代表制度が構想され、憲法第 165 条に経営レーテ、労働者レーテと並んで地域経済評議会、全国経済評議会の制度が規定されるに至った（中央党やドイツ国家人民党は、職業身分代表制としてこれを承認した）。それらは、既成組織に失望した労働者が要求した労働者の直接民主主義的な代表＝執行機関としてのレーテではなく、従来から労働組合の社会政策的要求であった労働者委員会、労働会議所へと転移されたものである。特に社会化運動の成果であるかに見える経済評議会は、戦前以来全傾向の労組が要求していた労働会議所を拡大したものとされたのである。その歴史的背景を探るために、次に、戦前に遡って社会民主主義のプログラムにおける労働会議所要求の位置とその意味を考察しよう。一定の蓄積のあるわが国の社会民主主義労働運動史研究のなかに労働会議所問題についてのまとまった叙述は見られないが、他の諸組合はもちろん SPD・FG も共に重視した要求であり、帝制期の国家と労働運動の関係を理解する上で興味深い。

3 同権化と公法的利益代表制度の要求

帝制ドイツの、政府・官僚制と種々の利益団体との公式・非公式の接触と主要な社会集団の利益充足による社会的統合のシステムから、労働者階級は完全に排除されていた。

社会主義者鎮圧法の撤廃後、社会民主主義のなかでは周知のように修正派、改良派が台頭し、社会民主主義労働運動は、帝制国家との原則的対立から国家による労働者の政治的社会的同権化の承認を要求する運動へと質的転換を遂げていった。同権化要求は政治的レベルでは議会制化への要求、プロイセン三級選挙法改革、全ての邦への普通平等選挙権の導入の要求を柱としており、経済的レ

ベルでは団結権の積極的承認、労働組合の承認、労使の同権の承認という近代の原理の確立が要求された。これと並んでとくに労働者にのみ欠如している公法的な利益代表機関の設置が重視された。それが「労働者会議所」であるべきか労使同数構成の「労働会議所」であるべきかについては、社会民主主義内部でも他の潮流との間でも意見の対立があったが、後述のように大戦中に後者に一本化する。

SPD が労働者の利益代表の制度化を要求したのは、1877 年にフリッツェ Fritzsche とベーベルが帝国議会議員団を代表して法案を提出した時が最初である。それは、産業 Gewerbe と労働者の利益を代表して当局に報告・提案を行い、また当局と共同で徒弟養成施設などを監督する産業会議所 Gewerbekammer の設立を要求したものである。⁽³²⁾以後、数回の同様の提案を繰り返しているが、特に 1899、1900、1903、1905 年の法案によれば、ライヒ労働局 Reichsarbeitsamt、地域労働局 Bezirksarbeitsamt、労使同数からなる労働会議所という 3 つの制度の設置が要求されている。⁽³³⁾これは要するに、労働者のための特別な労働行政機関の設置と、その機構の底辺に労使パリティの労働会議所という形で労働者の公法的利益代表をビルド・インすることを目指したもので、社会政策的にのみ位置づけられていることと邦当局の指導・監督を前提にしているのが特徴的である。戦前戦中をつうじてこの労働会議所を軸とする要求は、SPD・FG の社会政策的プログラムのなかで核心的位置をしめつける。

労働者のこの要求に対して国家の側でも世紀交頃から積極的に対応し始めた。19 世紀末以来の労働運動の激化と大衆ストライキの拡大に直面して、ライヒ政府とくに内務省は労使紛争の制度化、労働市場のコントロールをめざし、ベルレブシュ以降の歴代長官の下でそのための諸制度が導入、または構想される。まず公的職業紹介制度が創立・拡大され、労働者の利益代表として経営レベルでは労働者委員会、超経営レベルでは労働会議所の導入が試みられ、さらに労働協約の立法的規制と全国的仲裁制度の導入が議論されるに至った。1908 年にはベートマンによって労働会議所法案が提出された。それは、同一部門の労使は階級対立を克服し得る職業上の共通の利益を持つという前提にたって、連邦参議院の同意に基づいて、中立の議長のもとに労使同数からなる部門別労働会議所の設置を予定したものであった。そこでの労働会議所の課題は、経済平和のための配慮という一般的目的の下で、報告や意見表明を通じて当局を支持すること、労働者保護規定の発布、労働者の要望や提案の審議などであった。⁽³⁴⁾

この労働会議所法案のねらいは、国家的に規制される機関を通じて労使を「共同の利害」＝経済平和に義務づけることによって労働闘争を飼い慣らし、また公的な利益代表機関の設置によって労働者に対する国家の正統性を拡大し、社会民主主義的労働組合の影響力を弱体化することであった。⁽³⁵⁾それゆえ同法は、代表選出方法と被選挙権資格の規定によって労働会議所への労働組合役員の選出を不可能にしていた。⁽³⁶⁾したがって同法の労使パリティ原理は、労働力商品取引における近代の原理、団結権を前提とした労使団体の対等の立場の承認とは無縁である。

この法案に対して使用者団体連盟、ドイツ工業家中央連盟、ドイツ工業家同盟、ドイツ商工会議

DHT, バイエルン工業家連盟などは強い反対を表明した。その論拠は、労働者の法的代表は必要だとしてもそれは労働者会議所であるべきで、パリテートの労働者会議所はかえって階級闘争を悪化させる「インチキ議会」であり、また工業の競争力、収益を阻害するというものであった。⁽³⁷⁾ 自由労働組合も組合役員の排除に反対し、結局、同法案は連邦参議院ではわずかな修正で通過したものの、帝国議会での審議ははじめる前から難航し、最終的には組合役員の排除にかんして SPD の峻拒にあい 1911 年に挫折した。⁽³⁸⁾

労働者会議所法の挫折の後、社会政策的な手詰り状態に陥ったライヒ内務省は 1913/14 年に、「資本と労働の従来の権力闘争を平和的な、法的に秩序づけられた軌道へと導き、労働者を今日の経済・社会秩序に有機的に組み込むために、立法的行動は時宜を得ているかどうか」を検討するために、団結権・団結の強制・労働希望者（スト破り）の保護・調停制度についての包括的な覚書の作成に取り組んだ。内務省長官デルブリュックは部内討議で、政府は労働市場への包括的な立法的介入の準備のために「社会政策的な在庫調べ」を必要としていると述べた。⁽³⁹⁾

ところで労使関係への国家介入が強まる状況にあつて、社会改良協会を拠点としたブルジョワ社会改良家が新たな労使関係の形成に向けて果たした役割は無視できない。⁽⁴⁰⁾ 社会改良協会は集团的労働権の確立とそれに基づく労働協約制度の実現を目指したが、彼らの説く労働協約制度の核心は、協約締結に拘る紛争の調停と中央的に組織された労働闘争の予防であり、この関連で協会の創立メンバーであるベルレプシュは 1911 年協会のベルリン支部の講演で、これまでの方法は不十分だとし、「新たな、しかも強化された介入の方法」として帝国仲裁所 Reichseinigungsamt のプランを提起した。これは、国家と国民経済に破壊的影響を及ぼす中央集権的に組織された労使団体の闘争を防ぐために、従来の仲裁機関とは異なり、労働市場の注意深い持続的な観察によって紛争の勃発以前に活動に入るライヒレベルの国家的仲裁機関であり、関係諸団体に出席と交渉の強制をなし得るが、国家的な仲裁そのものは強制ではなく、仲介 Vermittlung としての国家介入だとされた。⁽⁴¹⁾ こうした動きに呼応してキリスト教労組、ヒルシュ・ドゥンカー労組は同様の国家的仲裁局を要求、中央党の提案を受けて帝国議会も労働協約の保証と仲裁局の設置にかんする決議を行うなど、開戦前にはブルジョワ諸党の側から労使関係への国家介入の要求が著しい高まりみせた。⁽⁴²⁾

そして SPD・FG も、開戦前から戦中にかけての社会改良協会との接触の深まりのなかで、社会的経済的同権化をまさに国家介入に依拠して達成しようとする路線へ 180 度転換していくのである。⁽⁴³⁾ 労働協約と職業紹介の問題を中心テーマとした 1914 年の FG ミュンヘン大会で、基調としてはこれらの問題に対する国家介入に反対しながらも、一部からはそれらの法的規制、国家との協働の必要が指摘され、国家に対する態度の変化の逃しが見られた。⁽⁴⁴⁾ しかし戦前には使用者との完全な対等とコーポラティブな自治の国家的な裁可以上のものは目指していなかった社会民主主義が、既存体制への自らの意識的な統合をおし進めるのは戦時経済のなかにおいてである。⁽⁴⁵⁾ そして労働者委員会、仲裁委員会の設置などを規定した 1916 年 12 月の祖国救助勤務法は、国家的に承認された企業家との同権を目指す労働組合にとって重要な成果であり、以後の労働組合の「大量的な

利益政策」の前提をつくった。⁽⁴⁶⁾すでに 1916 年春、ウムブライトは FG 総委員会を代表して「コレスポンデント・プラットフォーム」紙上に、以後の FG の路線の原型をなす原則的要求を掲げた。それは労働協約を新しい労働権の基礎と位置づけ、労働協約に基礎づけられた労働体制の実現を目指して、協約当事者としての労働組合の承認、企業家団体が労働条件を協約対象とする事および労使同権を要求し、そうした労働体制を支える制度としてライヒ労働局 Reichsarbeitsamt を頂点とする労使同数構成の職業紹介制度、労働会議所、仲裁委員会といった公法的組織を要求したものである。⁽⁴⁷⁾ついで FG は 1917 年春から戦後を展望した「過渡期経済」問題に取り組み、同年 10 月の SPD 党大会では、労働協約、労働者委員会、労働会議所、仲裁局、労働局などの要求を柱とする労組起草の構想が提起される運びとなる。FG は「平時経済への過渡期」を「社会政策の疾風怒濤の時代」として想定し、⁽⁴⁸⁾18 年 4 月から「コレスポンデント・プラットフォーム」紙上に戦後再建に関する一連の論文を掲載した。これら一連の政策活動や、1917 年 6 月 30 日連邦参議院と帝国議会に対する諸労働組合・職員組合の共同請願および 1918 年 1 月の FG の社会政策プログラムから、⁽⁴⁹⁾FG がどのようにして労働者の利益を代表・実現しようとしていたかを検討しよう。

まず第一に特徴的なのは、主要な利益団体代表から構成されてきた内務省の経済委員会 Wirtschaftsausschuß への参加を要求していることに端的に示されるように、国家が設置した、あるいは設置すべき機関への労使代表の参加を要求していることである。この点で後の経済への官僚制的介入の拒否を前提にして労使協働による再建をめざす労働共同体路線とは異なる。FG が上述の社会政策的プログラムの発表に際して労働者の要求の主旨を述べた次の一文は、戦後を展望する時点での社会民主主義的労働運動の性格をよく表している。すなわちそれは、戦後の「内政再編は労働者の意義の承認と国家的共同体への彼らの同権的編入の表現であるべきである」として、「完全な国家市民的同権化、経済的政治的抑圧に対する労働者の権利の保証、公共を害する搾取からの弱者の保護」などを国家に要求したのである。⁽⁵⁰⁾

第二に、広範囲に羅列された要求のなかで組合が最も重視する骨格は、当時のその他の一連の文書を併せてみれば、a. 労働協約、b. 労働会議所、c. 労働協約紛争の公的仲裁所(ライヒ仲裁局)という三位一体の制度であり、一言でいえばこれは国家的に承認・支持された労働協約体制の実現を目指すものである。労働会議所は、労働者・職員の利害に関する全ての重要な問題で意見を聴取されるべき諮問機関 Gutachteorgan として、「労使パリティートの自治機関たる労働局 Arbeitsämter」(労働者保護その他の社会政策立法の試行細則の発布・監督を行う官庁として設置を要求)のもとに置かれる社会政策・労働行政の一機構として位置づけられている。⁽⁵¹⁾

労働会議所について意見の対立していた 4 つの労働組合は戦中の協働を通じて接近し、1917 年秋に共同の法案を帝国議会と連邦参議院に提出していたが、この状況を受けて 18 年 4 月 19 日、帝国政府は改めて労働会議所法案を帝国議会に提出した。それは、労働協約に関する問題を労使共同で処理することによって経済平和を達成すべき部門別の労働会議所を企図したものであった。企業家側も、労使紛争調停と協約締結の際の協働は部門別会議所によってのみ可能だと主張した。1908 年

法案と同様に経済平和の達成を第一義とした政府・企業家の案に対して、労組案は、本来地域的に行われている社会政策的活動の拠点として、部門別ではなく、あらゆる職業にまたがる地域的な労働会議所、ならびにその労働者部会を要求していた。そして帝国議会の委員会（レギーンが議長）は15対13で労働組合の要求する地域的構成の労働会議所を決議した。政府はこれを拒否したが、平行して部門別会議所も設置することで妥協が成立した。その後農業労働者、職員などの取扱をめぐって審議が続いていたのが、革命前の状況であった。⁽⁵²⁾ 18年秋にSPDの入閣が問題になった時、SPD・FGともに、プロセイン三級選挙法の改革と並。で労働会議所法の制定を最重要条件と見なした。⁽⁵³⁾

第三に、労働組合が地域に行われる社会政策活動の拠点として労働会議所を重視したことは労働組合の組織原理と密接に関わっている。FGは先にも言及したように職業別原理に基づいて（産業別結集が行われた場合も隣接の職業別組織の連合体である）地域的に編成されており、諸労組の地域的連携には地区カルテルが大きな意義をもっていた。⁽⁵⁴⁾ 労働会議所はこうした労組の地域的編成に対応する社会政策的利益代表制度として重視された。レギーンは後に労働会議所として労働者レーテを承認する時、労組地区カルテルの対自治体活動を担うものとして位置づけた。⁽⁵⁵⁾

第四に、労働者の経済的な共同決定権は国家的な制度の頂点、あるいはシンジケート頂点といったような最上級レベルに限定されている点、すなわち中央集権的な労働組合組織を通じての共同決定が目指されている点が、生産点での共同決定を要求した革命期のレーテ運動と本質的に異なっている。

以上のように労働会議所は、ライヒ仲裁局と並んで、実現さるべき国家的に支持・承認された労働協約体制を支える制度として、社会政策的な活動の地域的拠点として位置づけられており、その要求は帝制指導部の干渉主義的政策に対応した国家依存の傾向の強まりと共に重要な位置を占めるに至っている。

これに関連して最後に、以上の社会民主主義の路線の理論的代表であり、レーテを労働会議所と読み替えて憲法に定着させる上で主導的役割を果たしたジンツハイマーの思想を一べつしておこう。

ジンツハイマーは1916年に、革命期の彼の経済議会構想の原型をなす「社会的議会主義」の理念（別稿参照）を提起したが、それは、集团的労働権に基づく労働協約体制の実現をめざす「法における社会的自己決定」論の論理必然的な帰結であった。それは労使の私法的契約である労働協約に国家が法拘束性を与えてこれを法化するといったように、国家が定めた枠内で社会的諸勢力に法創造力を認めることを提唱したものである。この場合国家には、利害の分裂を越えて「一国民の社会的発展の統一を保証でき」る存在として、社会的諸勢力＝諸集団にアプリオリに優位する「主権的地位」が与えられており、⁽⁵⁶⁾ その限りジンツハイマーの国家観も、国家を特殊利害を超越した普遍的全体としてみなし、社会に対する超越的＝主権的地位を与える、伝統的なドイツ的国家観とみごとに帰を一にしている。

そのような国家にたいしてジンツハイマーが期待する役割は、社会的な力関係の矯正者、 balancer としてのそれである。彼はこう考える。現に社会には諸勢力・諸集団が、それぞれの「社会的本能と力関係」の赴くままに展開しており、力関係で優れた「個別的意思」や「官僚的規制」が優位している。労使関係でいえば、専ら国家的法と、力関係で優る使用者の意思のみが妥当し、しかも法は最も外面的規制しかなし得ないので、結局労働者は使用者の一面的支配に服さねばならない。そこで「一般的社会的必要に合致する諸利害」を考慮し得る国家が、社会的諸集団の本能的展開の条件を確定するときに初めて、全ての利害を考慮した客観的な規制が可能になる。つまり「法における社会的自己決定」の制度は、労働協約の相方である労働者組織の共同決定によって、使用者団体を制約することを可能にする。こうして労働者がひとまず共同決定の資格を与えられている国家生活におけると同様、社会生活でも少なくとも形式的には労働者の同権が実現される。これこそ、ジンツハイマーの「法における社会的自己決定」論の実践的目標・眼目である。⁽⁵⁷⁾ 換言すれば彼の要求する「法における社会的自己決定」の国家的承認とは、あたかも国家からの社会の解放であるかのような表現とは裏腹に、実は、国家に依拠して労働者の社会的同権化を達成しようとする、社会的弱者の立場からの国家介入の要請である。しかもそれは、上述の 19 世紀末以来の帝制国家による社会政策＝国家干渉の主旨に合致した、いわば下からこれに呼応したものであるように思われる。⁽⁵⁸⁾ 彼が国家に対する社会民主主義の態度を変化させる上で重要な役割を果たした社会改良協会の有力メンバーであったのは偶然ではない。

J. ハバーマスは一般的に、19 世紀最後の四半世紀以来の国家干渉の、伝統的な秩序機能と並ぶ新しい機能として計画機能 *Gestaltungsfunktion* を挙げている。それは経済的に弱い社会集団の保護、補償、調停という課題、および社会構造の長期的変化を防ぐか和らげるかし、または計画的に導きさえするという課題を担うものである。そのような干渉政策の対象とされた社会領域においては、私的制度が今や半ば公的な性格を持つに至る（市民社会の中に再政治化された社会圏の成立）。彼によれば、国家の干渉主義的政策は法理論では古典的私法体系の突破と「社会法的な規範の導入」として表現され、典型的には労働法において個人契約に代わり劣勢な当事者を保護する団体協約が登場し、企業家団体と労働組合との労働協約が厳密な意味での私法的性格を失い、法律の代用として機能するという意味でまさに公法的性格を帯びる。⁽⁵⁹⁾

まさしくジンツハイマーは、このような意味での社会的弱者のための国家干渉、労働協約への公法的性格の付与、従って社会法規範の導入を要求したのであり、中立的な仲裁機関としての国家観がその基礎をなしている。

そして彼は国家監督の枠内で、⁽⁶⁰⁾ 労使が彼らの問題を自主的に管理するために、労働行政を国家の一般行政から分離すべく、ほかならぬ労働会議所をそうした「特別の行政の一階梯」として位置づけた。⁽⁶¹⁾ これはほぼ労働会議所を下部機構とする労働局・労働省という戦前来の FG・SPD の要求の主旨でもあった。

さて、国家的に枠組みを与えられた労働協約体制を支える制度、地域的社会政策活動の拠点とし

て位置づけられていた労働会議所は、全国経済評議会を頂点とする経済的レーテ制度、経済指導への労働者参加のための機関として発展的に実現されたわけであるが、以下ではこのレーテ制度の具体化過程を検討しよう。

〔2〕経済的利益代表制度の建設

1. 暫定全国経済評議会の設置

1919年7月に就任した経済相R. シュミットは、前任のヴィッセル、メーレンドルフが企図した経済の共同経済的組織化とは離れた、憲法制定過程で合意をみていた範囲での全国経済評議会の計画を受け継いだ。そして1919年8月15日、暫定全国経済評議会を設置する方針が明らかにされた。その設置までの経過的措置として、経済省付属経済評議会 *Wirtschaftsrat beim Reichswirtschaftsministerium*（経済相の諮問機関）が行政命令によって召集された。⁽¹⁾ それは工業、商業、農業、消費者の4グループの14人の代表から構成された。工業代表は中央労働共同体により、商業・農業代表はそれらの労使の指導的組織によって選ばれた。⁽²⁾

この諮問機関についての資料は殆ど見あたらず、当時の経済省官僚シェーファー Schäffer によれば、この機関を媒介とした経済界との結合は経済省の活動にとって「最良の作用」を果たしたとされる。ともかくその意義の増大は、本来経済大臣の諮問機関として召集されたこの評議会の会議に、後には経済問題を扱う他の諸省や一連のラントの全権代表も規則的に参加するようになったことに示された。⁽³⁾

同時に経済省は暫定全国経済評議会の設置に取り組んだ。同省は1919年8月、立法によるよりも中央労働共同体との協定を基礎とした命令によるほうがより合目的だと考え、労働省などとも協力の上、組織計画の作成に着手し、⁽⁴⁾ 10月20日、全国経済評議会の設置に関する命令草案をライヒ宰相府に提出した。

これに基づいて11月11日ライヒ諸省の代表と諸ラントの代表との間で行われた協議⁽⁵⁾では、構成＝議席配分に議論が集中した。経済省草案では、全国経済評議会は総定員160人からなり、その内訳は工業56（このうち手工業6、公企業6）、農業30、商業・銀行・保険業22、消費者16、官吏・自由業12、地方代表12、政府任命14人であり、各部門の代表は労使同数からなっていた。⁽⁶⁾ その特徴は工業3分の1弱、農業5分の1弱、商業8分の1強と工業代表が相対的に多いこと、また各部門代表が労働共同体などの全国的組織によって選出されることにみられるように中央集権的性格が顕著なことである。

これに対して協議では農業利害（プロイセン農業省、バイエルン、ヴェルテンベルク）と地方利害（諸ラント）の猛反発が示された。まずプロイセン農業省は生産者代表のうちの5分の2、全体の3分の1の農業代表を強く要求した。また商業利害もハンブルク代表を通じて主張された。他方、諸ラント代表はこの協議に先だってプロイセン商工業省にて開かれた3回の会合に基づいて、ドイ

ツ商工業会議 DIHT（商工業会議所の屋根組織）によって任命される各地の商工業会議所代表を通じて地方の経済的利害を反映させることを要求した。商工業会議所は商工業の地域的利害を代表する自治機関であり、同時に各ラントの商工業省の事実上の下部機関でもあったが、例えばケルン商工業会議所も会議所とラント政府との密接な関係を理由に地方代表の増加を要求した。⁽⁷⁾ 経済省と諸ラント当局とのこの対立は、戦中以来中央集権的結集を強めた大工業と地方的に結集する中小工業の対立でもあった。それはまた組織的には中央労働共同体とドイツ商工業会議の間の威信問題ともなった。⁽⁸⁾

こうした諸ラント当局による地方利害の主張の背景には、経済行政における連邦主義の強まりがあった。ビスマルクによる帝国創立後、帝国行政の強化とともにプロイセン商工業省を例外として諸邦の経済省は次第に解散され、さらに中央集権的な戦時経済が経済行政のウニターリッシュな傾向を強めたが、これへの反発から革命後、とくに動員解除の終結後（4月に復員省解散）連邦主義的な動きが強まり、諸ラントは再び経済政策的決定過程へのより強い参加を要求した。同時に蓄積した経済行政的課題の解決のために各ラントに経済行政あるいは労働行政・社会行政のための機構が再建された。そしてライヒが経済政策の頂点的指導へと限定されたままであり、しかもその経済関係諸省・権限の分裂が続くなかで、プロイセンを先頭にラントの経済的権限領域が強まっていたのであった。⁽⁹⁾ またドイツ商工業会議は大戦後の地方的な経済的課題の増大と共にラント執行部の一つの重要なパートナーになっていた。⁽¹⁰⁾

さて、経済省は農業利害、地方利害に対して譲歩する姿勢を示したが、11日の会議では決着がつかず、下位委員会（ライヒ代表3、ラント＝プロイセン代表1、農業代表＝プロイセン農業省1人）が設置された。しかしここでもプロイセン農業省の非妥協的態度のために一致が得られないまま、経済省は第二次命令草案を作成（12月4日公表）し、12月15日の閣議はこれを了承した。総数は200人に増やされ、農業代表は工業と同数の46人に、地方代表は34人に引き上げられた。⁽¹¹⁾ しかし諸ラントはこれをも拒否し、ラントの機関である共和国参議院 Reichsrat の独自草案を作成した。地方代表と農業代表の増加、工業代表のうちのドイツ商工業会議の任命数の引き上げがその特徴であった。⁽¹²⁾

こうして結局国民議会には2つの草案が提出され、国民経済委員会で審議が行われた。ここに経済団体からの提案の波が押し寄せた。中央労働共同体は政府案が採択されるなら全国経済評議会をボイコットすると脅迫した。⁽¹³⁾ 第165条に基づき「生産的諸身分」からなる全国経済評議会が設置されることを期待したフェーグラーは、生産の上昇を目的とし生産政策を行うべき機関への消費者の代表に反対した。⁽¹⁴⁾ 国民経済委員会でも討論の争点となった議席配分問題は容易に一致せず、下位委員会を設けて協議が重ねられ、結局最終的妥協案では総数326人に膨れ上がった。その内訳は次の通りである。農業68、漁業6、工業68（使用者代表のうち10はドイツ商工業会議が任命）、商業・銀行・保険業44（うち使用者代表のうち8はドイツ商工業会議が任命）、交通・公企業34、消費者30、官吏・自由業16、共和国参議院任命12、政府任命12人。結局、部門別中央集権的利害が

地方利害を圧倒したものの、後者の代表も増加した。共和国参議院はこれに抵抗し、中央労働共同体の任命する代表を減らしドイツ商工業会議の任命する代表を増やそうとしたが国民経済委員会はこれを拒否した。⁽¹⁵⁾

工業利害と農業利害の対立、中央集権と地方利害の対立、これと重なって部門別全国組織を拠点とする大工業と地域的組織を基盤にした中小工業の対立、こうした対立の中で全国経済評議会は当初の工業労使を中心としたものから各職業階層の利害を反映させた職業身分的代表機関という性格をいっそう強めた。

以上のような経過を経て「暫定全国経済評議会についての命令」⁽¹⁶⁾は1920年5月4日に成立し、全国経済評議会の第一回会議が6月に開かれる運びとなった。

議席配分の他にこの命令で興味深いのは、第5条の、「全国経済評議会のメンバーは全国民の経済的利益の代表である。彼らは彼らの良心にのみ従い委託に結び付かない」という規定である。レーテ制度と全国経済評議会は上述の経過から明白なように経済的利益代表制度として憲法に採用され、したがって全国経済評議会のメンバーの主要部分は実質的には特定経済部門・経済団体の代表、すなわち選出母胎の明白な「利益代表」であるにもかかわらず、ここでは政治的議会のアナロジーで「国民代表」として観念されているのである。⁽¹⁷⁾ この命令の注釈書をだした経済省のシェーファーは、この「理想的要求」の意図を、選出母胎に縛られない自由な態度決定を可能にし、また自分自身の意見と対立しても「国民全体的意思」、「普遍的利益」を表現することを義務づけたものとしている。⁽¹⁸⁾ しかしむしろ、特殊利害の調整・妥協の場に他ならないこうした機関においても、「国民全体的意思」、「普遍的利害」のアプリオリな存在が前提にされていることに、別稿で述べるように「統治者と被治者の同一性」という民主主義観に立ち、無意識のうちに相対的に均質な国民を前提にして、議会を、多元的諸利害の闘争と妥協のなかで見いだされるのではなく、いわば所与のものとして観念された「国民意思」を代表する機関とみなす社会民主主義や自由主義の議会制観（フレイケル）が強く反映されている。

ところで経済省・労働省を中心とするライヒ当局のイニシャティブによる全国経済評議会の設置は、官僚機構の権威と正統性の復活とそれらに伴う共同体の地位の相対的な低下を意味している。当初、政府・諸省はあらゆる法案・政策を労働共同体に提出したことに示されるようにこれを尊重したが、国家行政の確立と影響力の増大につれて、もともと労使の私的協定で法的な地位が不明確であった労働共同体の位置は微妙になった。⁽¹⁹⁾ 既述の、労働共同体の使用者側の反対を無視しての労働省による鉱山への労働会議所の導入命令や、また経営レーテ法案の準備過程でも労働共同体は無視され最終局面になって初めて草案を入手したこと⁽²⁰⁾ などにもそれは反映されている。フェルドマンらによれば1919年3月19日の経済省・労働省合同会議（中央労働共同体も招かれた）を機にイニシャティブが政府の側に移ったとされるが、⁽²¹⁾ また前章で見たように、この頃労働組合も労働共同体よりも国家的保証を優先する姿勢を示した。中央労働共同体の重要な活動領域であった輸出入統制においても、19年末以来、商業利害や中小経営の利害を背景に統制の分権化を要求する南

ドイツ諸ラントに部分的に譲歩した経済省と、中央集権的統制を主張する労働共同体との対立が生じ、さらに同年末に労働組合側のイニシャティブで導入された輸出税の廃止を使用者側が要求するに至って、労働共同体の内部対立および経済省との対立が深まった。暫定全国経済評議会の設置過程でも政府が殆ど全面的にイニシャティブをとったことは見た通りであるし、その召集後は、政府も議会も中央労働共同体よりも全国経済評議会を優先した。こうして労働共同体の地位は事実上、ライヒ石炭評議会、輸出入統制機関、全国経済評議会などの組織に選出される労使代表の提案団体に押し下げられた。⁽²²⁾

この事態の意味するところは、一方における労働者レーテ、企業家レーテ(=商工業会議所)、地域経済評議会、全国経済評議会といった公法的に設置された経済的利益代表機関と、他方における企業家団体・労働組合という自由な利益団体に立脚する自発的な労働共同体という原理的に異なる制度の並存、そして後者に対する前者の優位である。⁽²³⁾

この両者にまたがる労働組合は動揺的であったが、戦中以来強まっていた国家的制度的保証に依存する姿勢の延長に前者を選択した(政府・官僚機構に対する労働共同体の地位の低下は、労働共同体の組織建設の遅れの他に、肝腎の協定相手たる労働者の労働共同体政策への批判・反発の強まりと裏腹であるが、これについては次節で述べよう)。他方、政府主導のこのシステムに満足し得ない労働共同体の使用者側にとって、全国経済評議会の設置後も「自由な企業家団体」の独自の活動の意義は低下せず、事実彼らの利益団体は「経済自治」、「政治と経済の分離」を掲げて国家介入に対する防御を強める。10月21日地域経済評議会の設置を巡ってエッセンで開かれた重工業を中心とする企業家の会議では国家政策からの広範な独立性を求める断固たる意志が表明された。⁽²⁴⁾ SPDと労働組合はこうした自由な利益団体の独自活動の可能性という原理的問題を考慮することなく、国家的に制度化された利益代表体系に楽観的であった。FGは全国経済評議会が「新しい演説議会」ではなく「実践的な国民経済と労働の会議所 Kammer」の実をあげることを期待した。「フォアヴェルツ」紙は企業家と被用者代表が共同で経済生活の重要問題に態度表明する「ドイツ経済の新しい鑑定人議会」として全国経済評議会を歓迎し、その中に社会主義的経済指導者を養成するための「労働者のすばらしい学校」を見た。⁽²⁵⁾

2. 地域経済評議会の建設をめぐる

1920年6月30日に第一回会議を開いた全国経済議会は経済政策委員会、社会政策委員会、議事規則委員会を設置、10月12日には憲法委員会を設置した。

憲法委員会の課題は憲法第165条の具体化、すなわち全国経済評議会の下部機構の建設である。委員会は30人の正式メンバーと同数の代理から構成され、議長は1923年7月2日まではA. コーエンが、以後は元経済相ヴィッセルが務めた。委員会は3年間にわたって地域経済評議会およびその下部機関としての公法会議所の形成をめぐる討議を重ねたが、結局、暫定全国経済評議会の下部機構は陽の目を見ないままに終わることになる。しかしこのプロセスは革命期の利益代表制度

に関する諸勢力の考えを知るうえで興味深い。

憲法は地域経済評議会それ自体の内容についてもその基礎についても明確な規定を持たなかったもので、種々の構想が対立することになった。

暫定全国経済評議会の設置に先だって、政府レベルで第 165 条の具体化が試みられた。しかし、法的な労働者レーテの建設を重視する労働省と地域経済評議会を重視する経済省とが対立した。レーテ運動と最も対峙する立場にあった労働省は、「既存の、なんら立法的基础に基づかない労働者レーテを法に基づく労働者レーテによって解消する」という緊急の「政治的必要」から、地域労働者評議会とライヒ労働者評議会のための法律の暫定的草案を提起した（1919 年 12 月 5 日付経済省宛書簡）。しかし 12 月 27 日の回答で経済省は、設置されるべき労働者レーテと経済評議会の密接な関連を強調して、翌年 1 月に公表される地域経済評議会に関する法案について関係諸当局の原則的な意見調整を行うとした。⁽²⁶⁾

こうして 1920 年 1 月 31 日に経済省、労働省、主要なラントの代表の協議が開催されたが、ここでも両省の見解は対立した。争点は、既存の使用者の地域的な公法的代表〈農業・商工業・手工業会議所〉に対応して被用者の独立の公法的代表（地域労働者レーテ）を設置するか否かであった。地域労働者レーテに、より大きな規模と自立的地位を与えようとする労働省に対して、経済省は両極化を避けるために既存の商工業会議所などを労使同数の構成に改造し、これをもって経済会議所＝経済評議会として、またその労働者部会が地域労働者レーテとして活動せしめればよいという立場であった。⁽²⁷⁾

このように意見が平行する状況で、宰相および労働省は事の政治的緊急性を考慮して独自の立法イニシアティブをとることを経済省に通告し、3 月 6 日には労働者レーテ法の主査草案 *Referentenentwurf* を経済省に送付した。しかしこれに関して 4 月からもたれた両省と主要なラントの代表の協議は 5 月 27 日に一致を達成し得ないまま終わり、問題は暫定全国経済評議会に提出されることになった。⁽²⁸⁾

暫定全国経済評議会の憲法委員会は以上の経過を踏まえて討議を重ねたが、労使の意見は強く対立した。労働者側は既存の商工業会議所などを労使同数構成に再編して、これを地域経済評議会の下部機関とすることを主張した。他方、同じく既存の会議所を地域経済評議会の下部機関にしようとした使用者側、特に商工業会議所は、しかし労使同数構成への編成替えにはつよく反対し、純粋な労働者会議所を設置して、完全に同権の、労使双方の独立の会議所が地域経済評議会において結合されるのが合目的であると主張した。⁽²⁹⁾

労働組合側はこれを拒否し、問題なのは労働者利害の擁護のための組織ではなく、「一般的な経済的利害の擁護」のための組織なのだから、労使別々の会議所の併存によっては同権は達成されないと主張した。⁽³⁰⁾ この問題を検討するために FG は委員会を設置した。⁽³¹⁾ その一員であるアルブレヒト Otto Albrecht は労使の会議所の分立に疑問を呈している。⁽³²⁾ またヴィッセルも 165 条について同様の疑問を呈し、既存の企業家会議所への労働者の同権的参加によって使用者の影響力をチェッ

クし、同時に企業家との協働を通じて経済的な指導能力を養うことの意義を強調した。⁽³³⁾

長期にわたる審議の後、1922 年 12 月に憲法委員会は上の対立する立場を折衷した次の方針を決議した。(1) 地域経済評議会の下部組織として、使用者側会議所と並んで労働者会議所(商工業会議所等と同じ程度にラントの監督に服する公法的組織として)が新たに設置される、(2) しかしこの両組織は地域経済評議会において初めて結合されるのではなく、基礎的段階で労使同数構成のひとつの共同機関(これも公法的組織)によって結合される、(3) この共同機関にも経済政策的・社会政策的問題での鑑定権・提案権が与えられる。⁽³⁴⁾ また官吏、自由業、消費者のための公法的代表組織の新設は否定され、これらの層はそれぞれの私的組織を基礎に代表派遣を行うこととされた。⁽³⁵⁾

ついで憲法委員会は地域経済評議会の問題を審議し、23 年 11 月に地域経済評議会と(最終的)全国経済評議会の形成のための方針を採択した。⁽³⁶⁾ 審議過程で企業家側は地域経済評議会をもはや実践的でないとしてその設置を取りやめようとしたが、これは否決された。最終的全国経済評議会の必要については全員が一致した(特にその議席数は現在の半分以上にすべきだとされた)。地域経済評議会は地域の全ての経済的問題に意見を表明し、全国経済評議とライヒ・ラント当局へ提案を行うこととされた。地域経済評議会は経済地域を基礎とすることになっていたが、地域をどの様に区画するかについて経済地理的、行政地理的に困難な問題が浮上し、結局、憲法委員会は経済地域の区画を基本的に政治的区画に依存させ、プロイセンは県ごとに、他はラントごとに、また小さなラントは合同で地域経済評議会を設置することとした。地域経済評議会への代表は、工業、商業、手工業、農業などは公的代表組織=会議所と自由な私的組織とがそれぞれ半数ずつ出すものとされた。⁽³⁷⁾ 最終的決定は下部組織の形成後になされるとされ、これらの方針は単なる資料としてライヒ政府に送られた。⁽³⁸⁾

以上の暫定全国経済評議会の下部機関の建設をめぐる議論を通じて興味深いのは、労使(使用者側は既に熱意を喪失していたが)とも、また政府諸省も憲法委員会も各職業階層の会議所という伝統的な公法的機関を自明の基礎と考えていることである。本来、憲法第 165 条は社会化・レーテ運動の「成果」であったはずだが、この運動が提起したようなレーテ思想は殆ど痕跡をとどめず、むしろ商工業会議所を再編して国民経済評議会の下部機構にしようとしたビスマルクの構想との共通性が強い。

ところで労働組合はその主流派も、第 165 条の具体化とともに労働共同体への態度を徐々に変化させている。すでに 1919 年大会において労働共同体政策への批判は強く、この政策を擁護した決議は採択されたものの 420 対 181 という票決内容であった。同年 10 月には F G 最大の労組であるドイツ金属労働者連盟が、左派の主導権のもとで中央労働共同体からの脱退を決議した。翌年 4 月末には製靴工の組合大会が、圧倒的多数で「階級闘争の基盤」にたつて「労働共同体の原則的反对者」たることを宣言し、中央労働共同体からの脱退を検討すべきことを決議した。⁽³⁹⁾ 職員組合総同盟 Afabund も 11 月の諸連盟代表者会議で、労働共同体政策が資本主義的経済形態の共同経済への転換を妨げているとし、F G とともに中央労働共同体からの脱退交渉を行うよう要求した(しかし

1924 年 1 月まで加入)。⁽⁴⁰⁾

このような下部諸組織の動向を反映して 1920 年 11 月初めの FG 諸連盟代表者会議では労働共同体からの脱退問題が論議の一つの的になり、脱退支持と反対の意見が対立したが、タルノウ Tarnow 提案の次の決議が 24 対 7 で採択された。決議は、労働共同体を労働者が経済指導への参加を通じて経済の社会化の闘いを進めるための有用な手段だとしながらも、労働共同体政策に次のような重大な限定をつけた。「しかしながらその意義は時間的に限られており、共同経済の諸組織の前進と共に、労働者が経済の指導に参加する他の憲法的・法的に基礎づけられた諸機関が創立されれば、色あせるであろう」。目下は労働共同体は余分な存在ではないが、「しかし地域経済評議会の組織が実現されたときにこの問題は改めて検討されねばならない」。⁽⁴¹⁾ ここには FG が自発的な労使の結集から国家的に制度化された経済的利益代表システムに転換しつつあることが示されている。1922 年 6 月、大会準備のために開かれた ADGB 諸連盟代表者会議では、ライバルトは労働共同体について長く話す必要はないとして、経済評議会の建設に議論を向けている。そして直後の FG 大会では中央労働共同体からの即時脱退の要求は辛うじて否決された。⁽⁴²⁾ 大会後の諸連盟代表者会議では、次の 2 つの見解が対立した。すなわち暫定全国経済評議会の創立によって中央労働共同体の機能の最大の部分はこれにとって代わられたという見解と、労働共同体からの脱退は中央労働共同体の提案によってその労使メンバーが任命される暫定全国経済評議会からの脱退をも意味せざるを得ないから、さらにまた「この労使協働の学校を我々は通過せねばならない」のであるからこれを維持すべきだとするライバルト、ヴィッセルらの見解がそれである。そしてほぼ後者の線で決議がなされた。⁽⁴³⁾

結局、労働組合指導部は高度に複雑な工業社会の経済的意志決定に必要な理論的実践的経験を持たないために、労働共同体（企業家との同権と共同決定）を「学習過程」として維持しようとしたのであった。⁽⁴⁴⁾ しかしこの間の全体的な趨勢は明らかである。労使団体の自治と責任に基づく労働共同体の本来の思想は後景に退き、傘下の諸組合だけでなく FG 指導部も中央労働共同体を維持しながらも、基本的には国家的に制度化された利益代表システムを優先している。この傾向は、1923 年にインフレの中で使用者側が労働協約体制に背を向け始めたことへの国家的対応としての強制仲裁制度が導入されて以降、いっそう強まる。⁽⁴⁵⁾ 1924 年にはついに FG も Afaabund も中央労働共同体を脱退するに至った。同年ボルジツヒは労働共同体の意義の低下の原因として、「参加者の自立的行動、責任、自治」という中央労働共同体の「基本思想」がますます失われ、国家と官僚制を引き入れる傾向がますます強まったことを第一に挙げた。⁽⁴⁶⁾ 彼はなおも、自己責任、自治の思想と中央共同体を堅持する使用者側の姿勢を表明しながら、「国家的な強制介入から自由な」労働協約政策にのみ同意することを強調した。⁽⁴⁷⁾

さて、延々と議論されたにもかかわらず地域経済評議会はついに陽の目を見なかったが、最後に暫定全国経済評議会の活動を一べつしてみよう。

3 暫定全国経済評議会と議会・政府との関係

暫定全国経済評議会は上述のように各職業階層の自己主張の結果、職業身分的に構成された。しかし召集された全国経済評議会は職業ごとの分割とオーバーラップして6つの職業集団を貫いて、使用者部会、被用者部会、および消費者、官吏、政府任命の代表などをまとめた第三部会の3つの部会に構成された。これらの部会が完全に自立的に委員会の選出を行い、委員会審議の前に部会がそのメンバーの態度を決定すべく予備審議を行った。これによって時と共に部会レベルでの決定、特に使用者部会と被用者部会の対立が全国経済評議会の職業身分構成の意味を薄れさせた。また被用者部会と第三部会の SPD メンバーは定期的にフラクション会議を開いた。こうして経済的社会政策的問題の審議は政治的議会におけるそれと殆どかわらなくなったと言われる。⁽⁴⁸⁾ メーレンドルフは早くも 1921 年に「全国経済評議会の政党政治的ひな型への接近」を指摘している。⁽⁴⁹⁾

また、326 人もの会合は鑑定の作成に明らかに不都合であって、暫定全国経済評議会の活動は次第に委員会へその重心を移した。通常全国経済評議会の幹部会は委員会の意見を総会にかけることなく全国経済評議会の意見として政府に送付した。総会は 1920 年には 11 回、21 年には 23 回、22 年には 16 回、23 年にはわずかに 8 回開かれ(計 58 回)、以後はもはや開かれなかった。⁽⁵⁰⁾ とくに常設委員会のうち経済政策委員会と社会政策委員会には重要な権限が与えられた。外国貿易統制委員会も、総会を飛び越えて政府にたいして輸出税の確定や貿易統制の処理について助言をする権限をもった。その他第三の常設委員会である財政政策委員会、農業・食糧委員会、既述の憲法委員会などが順次設置された。1923 年までに実に 53 もの委員会、下部委員会、作業委員会が形成されるに至って再編を余儀なくされ、委員会の数は 11 に制限された。⁽⁵¹⁾ 全ての委員会の審議は非公開で、評決は多数決であった。⁽⁵²⁾ 全国経済評議会の委員会活動は政治的議会のそれと同様であったが、大きな相違は後者が専門家の意見を聞くことは希であったのに対し、前者が専門家の意見聴取を活動の中心とした点である。全国経済評議会は専門家と利害関係者を区別し、専門家が実際には利害関係者として発言することを理解しようとしなかった。⁽⁵³⁾

総会での審議は公開であり、政治的議会のそれと同様に扇動的演説が長々と行われ、その評決は、各職業身分の意見を表現すべき職業身分的議会の機能からして、全ての問題で頭数に基づく評決と並んで職業集団ごとに行われた。⁽⁵⁴⁾

さて次に、暫定全国経済評議会と政府や議会との関係を検討しよう。そのためには暫定全国経済評議会の課題・権限が確認されねばならない。この機関は立法権限をもたない政府の単なる諮問機関であって、政府や議会にその鑑定の尊重を要求することはできなかった。前述の命令第 11 条によれば、政府から要求された鑑定を出すことがその主たる活動である。発議権も与えられていたが、最終的な全国経済評議会に予定されていた発議権とは異なり本質的に限定的なものであり、ライヒ政府が同意しない全国経済評議会の発議提案を、議会や共和国参議院に提出することを政府に義務づ

けることはできなかった。⁽⁵⁵⁾

まず議会との関係について述べよう。ビスマルクの国民経済評議会は帝国議会の抵抗のために挫折したが、暫定全国経済評議会についても共和国議会との競合、議会による抵抗を見ることができ。全国経済評議会は自己の予算に関して完全に議会に依存していた（はじめ、その予算はライヒ経済省の予算として執行されたが、1923 年からは独立の予算がくまれた）が、議会はこの予算を絶えず削減しようとした。⁽⁵⁶⁾ また、暫定全国経済評議会の鑑定を議会に送付するか否かは、当初は個々の大臣の任意に任せられ、1923 年になって議会に提案される法案には付録として全国経済評議会の鑑定文書がつけられることになったが、議会はこの詳しい鑑定文書を一般に尊重しなかった。そのために議会の活動の結果が全国経済評議会の投票に現れた経済界の見解と矛盾することもしばしばであった。⁽⁵⁷⁾ ベルンハルトはこうした議会の抵抗の最も深い根拠として、全国経済評議会を通じて経済的利害が貫徹することになれば、その選挙資金の本質的部分を失うことになるという諸政党（SPD を除き党財政・選挙資金は多かれ少なかれ大企業や利益団体の寄付に依存）の恐れを指摘している。⁽⁵⁸⁾

政府・省庁と全国経済評議会の関係も問題を含んでいた。最も親密な関係にあったのは経済省であり、労働省も社会政策委員会と密接な接触を持っていた。これに対して大蔵省、郵政省、鉄道省は全国経済評議会を無視する傾向があった。一般にライヒ政府と全国経済評議会の協働関係の基礎は、政府が後者の総会と委員会にいつでも代表を派遣し、発言できること、逆に全国経済評議会も政府に代表の出席を要請できることであった。実際にたいていは当該省庁の主査 Referenten が総会にも委員会にも出席した。各省の大臣は省の政治的方針や行政の責任を負うが、細部に至るまで概観することはできず、また内閣の交代とともに代わるので、各省の実際の権力中枢は、専門知識をもって複雑な経済問題に携わる課長 Dezerneten や主査（専門分野担当官）のレベルであった。暫定全国経済評議会の活動はこの省庁官僚制の中核部分の権限と競合したのである。⁽⁵⁹⁾ 総会の開催を止め、委員会の数を激減させた 1923 年以来全国経済評議会は議会的習慣をできるだけ放棄するよう試みると共に、省庁との有効な協働をも重視したが、これにともない同年 5 月にライヒ経済大臣に次のような苦情・要請を書き送っている。⁽⁶⁰⁾ すなわち、

暫定全国経済評議会の創立命令は、ライヒ政府の法案がどの段階で全国経済評議会に送付されるべきかを規定していないので、政府は 1922 年にライヒ内閣が可決した後に送付することを決定し、以後そのとおり行われているが、これは 2 つの問題をもたらした。第一に省庁の主査レベルで法案が作成されるとき当然専門家の意見が聞かれる、すなわち法案作成の決定的時点で専門家による強力な影響力行使がなされるが、これは何のコントロールの下にも置かれておらず、法的に正当な諮問機関たる全国経済評議会は法案準備の重要な段階で排除されている。第二に法案が準備段階にではなく、内閣において可決された後に送付されてくるために、全国経済評議会には鑑定作成のための十分な審議時間が保証されず、まだ審議中にすでに法案は議会や参議院の委員会や総会にかけられているということがしばしば起こり、そのような場合には全国経済評議会の協働は実践的に不可

能にされている。全国経済評議会の幹部会は5月14日の会議でぜひともこの状況の改善がなされるべきことを決議した。そこで、省庁が法案準備の任意の段階でできるだけ早期に全国経済評議会に法案を送付できるように、経済大臣に内閣において先の決定の廃止を働きかけるよう要請する。幹部会の見解では最も適当なのは、省庁が準備中の法案について専門家の意見を聞く前に全国経済評議会ないしその当該委員会に必要な専門家の任命を依頼し、さらに当該委員会の代表をも協議に参加させることである。

この書簡は政府・省庁と暫定全国経済評議会の現実の関係を雄弁に語りだしている。

結局、強力なインパクトを与えた社会化・レーテ運動への対応として、伝統的な会議所の発想のもとに職業身分的経済議会として設置された暫定全国経済評議会は、議席や委員会数の多さ、議会的活動様式、労使対決が軸になる部会構成など構成上の問題点と並んで、とりわけ政治的議会及び政府と省庁官僚制による無視ないし軽視によって、経済的国家意思の形成過程で効果的役割を殆ど果たし得なかった。そして1928年の経済相クルチウスによるそのための法案提出⁽⁶²⁾にもかかわらず、ついに憲法の規定する（最終的）全国経済評議会にも至らないまま、共和国と共にその存在を終えることとなる。

む す び

社会民主主義労働運動は、特に労働組合の労働協約路線と国家に依存して社会的同権化を達成する姿勢によって戦時経済のなかで利益政治的統合の枠組みの中に包摂され、前資本主義的要素の規定性を打破した革命の圧力の中で労使関係の民主化を達成したが、レーテを労働会議所へと換骨脱胎して帝制以来の国家と社会集団の関係を再生産した。

ところで、労働会議所問題がアクチュアルになってきたのは、世紀交頃からの労働者に対する意識的な社会政策の中においてであった。そしてこの政策は農業、手工業など中間層に対するそれも含めて当時のいわゆる干渉主義的な政策の中に位置し、政府の構想した労働会議所は、そうした政策の産物として1890年代に設置された強制加入の公法的組織たる農業会議所、手工業会議所に対比されるべきものである。そしてまた主要な社会集団に公法的利益代表を設置するこうした国家の政策は、帝制国家の団体統合主義ともいえるべき統治政策の中でのみ理解されうるものである。

帝制国家が特にビスマルクの政策転換以降そうした統治政策へと移行するに伴い、自由主義時代には公法的性格を失っていたプロイセン農業経済委員会は私的な農業団体の屋根組織として再び公法的性格を回復し、⁽¹⁾ また19世紀中葉に商業・工業の地方的自治機関として形成され、自ら願い出て国王により承認されたプロイセンの商工業会議所は、1870年法により商工業大臣が認可する公法的利益代表制度とされ、以後自治組織であり同時に邦当局の下部機関であるという二重の性格をもって存在した（他邦でもほぼ同様）。⁽²⁾ これに対して農業、手工業そして労働者もそれぞれの会議所を要求していたが、帝制国家は、工業化による社会矛盾を緩和し社会的基盤を拡大すべく都市と

農村の中間層の政治的掌握を図って、手工業の強制イヌンクの復活を認め、また手工業会議所、農業会議所を設置した。それらはヴィンクラーの表現を借りれば、「結集政策」のもとでの「大ブルジョワ層の“封建化”に対する小ブルジョワの農民的等価物」であった。⁽³⁾さらに労働者に関しても経営レベルでの労働者委員会の導入と共に、労働会議所の設置により階級闘争の職業身分的利益代表への吸収が企図されたのであった。

この部分的利益の代表機関に国家的権限を委ねる政策の効果は、多様な人的制度的結び付きを通じて自由な団体にも波及した。⁽⁴⁾ もともと私的利益団体は政党や議会よりも官僚制との直結により政策決定過程への影響力行使を追求してきたが、「拡大する会議所のネットワーク」との相互作用を通じて、80年代末以来「プロイセン・ドイツの権威的福祉国家の中への自由な団体の編入 Inkorporierung のプロセス」が進展していたのである。⁽⁵⁾

このような帝制国家の推進した重要な社会集団の「公法的組織化」Verkammerung⁽⁶⁾ をてことする階層的団体的統合政策の重要な社会史背景の一つは、職業身分観念の根強い残存である。英・仏の側圧の下に絶対主義国家の適応として「近代化」を進めたこの国では、農村と都市の共同体が、その実体（農業・手工業の経済活動への共同体規制）の喪失後も身分団体 Korporation として温存された。この特殊ドイツのコースの制度的な起点は1794年の「プロイセン一般ラント法」に遡る。同法は啓蒙絶対主義の国家思想に基づき、人間の自然的平等を認める社会契約理論を身分的に編成された社会的現実に基づき、中間権力としての諸身分を解体して権力の国家への集中を行うと同時に、諸身分を脱政治化された職業身分として国家内での社会的機能に即して編成替えした。相互に排他的・閉鎖的に分節化された職業身分＝特殊利害を社会全体へと統合する役割は、当然、諸身分を超越する国家に割り振られ、諸身分の権利・義務は国家の全体目的から導き出された。この事情は、国家を特殊利益を普遍的全体へと調停し結合する至高の存在とみなすドイツ的国家観を決定的に規定している（この国家観はジンツハイマーの国家観にもそのまま反映されていた）。⁽⁷⁾

こうした伝統にたつドイツでは、種々の「上から」の改革を経て資本主義的關係が高度に展開するに至っても職業身分思想が執拗に残った。⁽⁸⁾ かつて商工業会議所が自治団体として形成されながらも自ら国王に承認を願い出たのも、まさに職業身分自治の観念を前提としていたためである。すなわちドイツでは自治とは、「国家からそのために任命された公法的団体が、国家の監督の下で、しかし自己責任と自己決定の自由をもって公的課題を実現すること」(O.Most)に他ならない。⁽⁹⁾ 手工業者層が「営業の自由」の法制化以後もツunft復活を執拗に要求し、⁽¹⁰⁾ 農業者がカプリヴィの通商政策路線のなかで農業身分の保護を掲げて職業身分思想を活性化させたのも、またこの両階層がそれぞれの公法的利益代表を要求し続けたのも、そうした背景あつてのことである。

成功的な市民革命を経ぬまま早熟的に到達した独占段階には、古い身分制原理とは異質の、自由競争を概念的に前提にするコレクティヴィズムスが重畳して現れ、ヴィルヘルム期ドイツは、身分的・階級的な特殊利害＝諸社会に錯綜して分裂したまま、それぞれの特殊利害は多様な仕方で高度に組織化されていたのであった。⁽¹¹⁾ 「政治的革新なき工業化」⁽¹²⁾ を推進した帝制国家は、その帰結た

る社会矛盾・階級対立の激化に対応して政治的社会的現状を維持するために、つねに特殊利害の調停者・社会的統合の体现者として振舞ってきたその伝統の延長上に、ハバーマスが一般的に計画機能 *Gestaltungsfunktion* と特徴づけたような新たな課題（その本質は支配体制の維持・延命）を担い、いわゆる干渉国家として現代的様相を帯びた。その場合国家は手工業・農業の保護要求に応応して主要な社会集団の公法的組織化を行い、これをてことして私的な諸団体をも国家観点から再編成するといったように、⁽¹³⁾ 種々の社会的中間団体を利用したのであり、ここでは伝統的要素と現代的現象（組織化された利害＝利益団体に媒介された国家干渉）とが機能的結合の中で混然一体となっており、あるいはむしろ特殊ドイツ的伝統の故にかえて国家と社会的諸団体の現代的関係が先駆的に成熟したというパラドクスが見られる。

SPD と労働組合による労働会議所の要求も以上のような文脈において評価されねばならない。彼らは、「同権化」という論理で、労働者にのみ欠如している公法的利益代表を邦当局の指導監督の下で活動する労働会議所という形態で要求した。既存の内務省経済委員会への労働者代表の参加要求と同様に、このことは、帝制国家の団体統合主義的な統治政策を媒介する公的諸団体・制度のなかへの労働者の正式の参入を求めたことに他ならず、そうしたシステムの前提自体を問うことなく国家的制度的保証に依拠しつつ労使の社会的同権を達成しようとするドイツ社会民主主義の傾向（これは社会的弱者の立場から、国家介入、すなわちその中で労使が同権的に活動すべき制度的枠組みの設定を要求したジンツハイマーの思想によく現れていた）を象徴するものである。大戦末期にウェーバーは、流行している職業身分代表の考えを現代の政治経済生活に全く適合しないと鋭く批判し、「自由な」徴募に基づく利益団体の活発な活動に比して農業会議所・商工業会議所・手工業会議所などの「国によって組織された利害関係者団体」、「公的な職業身分組織」の低調さを指摘したが、⁽¹⁴⁾ 社会民主主義にはそうした公法的組織の限界を省みる視点はない。そして革命前には労働会議所を通じての商工業との同権化は、その立法化の数歩手前に達していた。FG は中央労働共同体をも労働会議所の観点から位置づけようとし、両者が矛盾する局面では公法的組織である労働会議所に執着し、これを優先する傾向を示した。社会民主主義が、中央集権的利益団体の頂点的協働に対して生産過程での労働者の自己決定、底辺からの直接民主主義と分権化という根底的な問題提起をしたレーテを、官僚機構の末端に組み込まれた強制加入の会議所ネットワークの一環をなす労働会議所へと転移し、公法的利益代表制度として憲法に定着したことは、生産統制という新たな課題を加えたとはいえ基本的には上のプロセスの完結を意味している。ここに社会民主主義の伝統的思考、したがってまた労働者の社会的統合の原理における革命的断絶のなさ、帝制からの連続制を見ることができ。憲法に規定された利益代表制度の形成につれて、社会的集団の自治を前提とする中央労働共同体は空洞化した。それは、労働側中心勢力たる FG 主流派が労働共同体路線を相対化し、戦中以来の国家的制度的保証への依存の姿勢を明確にしたことと裏腹であった。国家が中立的調停機関として機能する伝統、国家の干渉主義的性格は、とりわけ社会民主主義に媒介されてワイマール期に継承されたと言えよう。⁽¹⁵⁾

ところでレーテの転釈によって制度化された全国経済評議会は、議会に代わって経済的利害の媒介・調停の機能を引き受けるものであった。社会民主主義は一方で議会制民主主義を目指しながら、明白な利益代表をも「国民代表」と観念しこれを議会制民主主義の補完となし得るという混乱した考えに基づいて、組織された利害を政党＝議会制システムから分離したのである。⁽¹⁶⁾

しかしそのようにして設置された暫定全国経済評議会も、議会や省庁官僚制との競合によって、経済的国家意思の形成過程で見るとべき実質的意義を持たずに終わった。私的利益団体は既に 1921 年頃から執行権力への直接的接近をつよめ、1924 年にワイマール憲法第 55 条の定める内閣執務規定・省庁執務規定が制定されたとき、「専門家層の参加」の名の下に法案・命令作成（その圧倒的多数は政府ないし官僚から発す）の過程における私的利益団体や地方自治団体との接触が規定され（「参加」の程度・時期・規模については省庁の裁量に委ねられた）、官僚機構と政府への団体の直接的影響力行使が制度化された。⁽¹⁷⁾ それはとりもなおさず、いまや制度としては確立された議会制民主主義に、これと原理的に矛盾する、帝制期以来の利益代表・媒介の一階梯が公式にビルド・インされたことを意味する。

〔注〕

はじめに

- (1) ビスマルクの議会批判と経済議会構想については小野「ビスマルクと議会制」名大『法政論集』第 110 号参照。
- (2) こうした統治の仕組みについて例えばヴェーラー著、大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 1971-1918 年』未来社 1983 年、第 3 章を参照。
- (3) 19 世紀末以来の団体主義について椎名重明編『団体主義 その組織と原理』東大出版会 1985 年参照。
- (4) 代表制民主主義をめぐる一般的問題状況について田口富久治『社会集団の政治機能』未来社 1969 年、第二章参照。

〔1〕

- (1) G.D.Feldman/I.Steinisch, *Industrie und Gewerkschaften 1918-1924. Die überforderte Zentralarbeitsgemeinschaft*, Stuttgart 1985, S.23ff.
- (2) K.Schenhoven (Bearb.), *Die Gewerkschaften in Weltkrieg und Revolution 1914-1919 (Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert)*, Köln 1985 (以下 Quellen と略記), Bd.2, S.68.
- (3) *Ebenda*, Bd.2, S.560f.
- (4) *Correspondenzblatt* (以下 CB と略記), 18.Jan.1919, S.11.
- (5) J.A.Moses, M.A., *Carl Legiens Interpretation des demokratischen Sozialismus*. Inaug.Diss., Erlangen/Nürnberg 1965, S.151.
- (6) *Die Neue Zeit*, Nr.14, 3.Jan.1919.
- (7) CB, 18.Mai 1918, S.197.
- (8) CB, 5.Jan.1918, S.5.
- (9) 戦前の SPD にはこの路線とは別に、資本家内部の自由貿易派の弱体化の前に保護主義の方向での企業家・労働者同盟によるユニオンの孤立化という路線を主張したシッペル＝カルヴァの立場、農民保護を要求するフォルマールら南ドイツ派の立場などがあったが(相田慎一「ドイツ第二帝制とカール・カウツキーの政策思想」, 住谷一彦他編『ドイツ国民経済の史的研究』お茶の水書房 1985 年所収, 参照), 大戦・革命期については本文のようにまとめることが許されよう。なお世紀転換期の社会政策学会を中心とした国民経済の型をめぐる経済政策論争について, 田村信一『ドイツ経済政策思想史研究』未来社 1985 年, 参照。

- (10) Vgl. H. Heidegger, *Die deutsche Sozialdemokratie und der nationale Staat 1871-1920*, Göttingen 1956, S.90, 116; H.J. Bieber, *Gewerkschaften in Krieg und Revolution. Arbeiterbewegung, Industrie, Staat und Militär in Deutschland 1914-1920*, Hamburg 1981, S.221f.; *Protokolle der Sitzungen des Parteiausschusses der SPD 1912-1921* (以下 *Protokolle des Parteiausschusses* と略記), Berlin/Bonn 1980, Bd.1, S.389.
- (11) 戦中に進展したテーラーシステムの導入についても、その労働密度の引き上げの側面には反対しながらも、輸出競争力強化の観点から積極的に支持し、これへの協力の用意を表明している。「生産性の上昇は我々の工業の販売市場をめぐる来るべき闘争に鑑みて望ましい」と。CB, 18. Mai 1918, S.189ff.
- (12) *Quellen*, Bd.1, S.549, 560.
- (13) G.D.Feldman, *Die Freien Gewerkschaften und die Zentralarbeitsgemeinschaft 1918-1924*, in: H.D.Vetter (Hrsg.), *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, Köln 1975, S.243; G.D.Feldman/I.Steinisch, a.a.O., S.58.
- (14) 革命直後レギーンは組合は党指導部の希望により革命への直接的参加は控えたが、しかし経済的領域での協働からは遠ざかっているわけにはいかないと述べ (*Quellen*, Bd.1, S.529), 11月23日のFGの声明は「労働者の経済的利益代表が政治的諸要求の後回しにされてはならない」と要求した (*Ebenda*, Bd.1, S.537)。
- (15) *Quellen*, Bd.1, S.561f.
- (16) 小野「ドイツ革命 (1918/19) における社会化運動の研究」, 名大『法政論集』第79号; Vgl. *Quellen*, Bd.1, S.667f.
- (17) *Ebenda*, S.667f.
- (18) W.Conze/E.Matthias (Hrsg.), *Die Regierung der Volksbeauftragten 1918/19*, Bd.2, Düsseldorf 1969, S.343.
- (19) *Quellen*, Bd.1, S.661f., 670.
- (20) *Ebenda*, S.663.
- (21) *Ebenda*, S.681. フェルドマンらはこの問題での労働省と労働共同体の対立を強調している (G.D.Feldman/Steinisch, a.a.O., S.44) が、労働共同体の労働者側は労働省を支持した。
- (22) *Quellen*, S.664, 675.
- (23) 小野「社会化運動の研究」, 154-164参照。なお60年代に進展したレーテ研究が一段落した時、それまで無視されていた、最終局面のレーテ思想と伝統的な経済的身分代表との密接な関連を強調したのはG.シュルツである。G.Schulz, *Räte, Wirtschaftsstände und die Transformation des industriellen Verbandswesens am Anfang der Weimarer Republik*, in: G. A.Ritter (Hrsg.), *Gesellschaft, Parlament und Reigerung*, Düsseldorf 1974.
- (24) *Protokolle des Parteiausschusses*, Bd.2, S.620f.
- (25) *Ebenda*, S.652.
- (26) *Ebenda*, S.653f.
- (27) *Ebenda*, S.653, 654, 657.
- (28) Vgl. F.Glum, *Der deutsche und französische Reichswirtschaftsrat*, Berlin/Leipzig 1929, S.77-84.
- (29) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitags der Sozialdemokratischen Partei abgehalten in Weimar vom 10. bis 15. Juni 1919*, S.406-419.
- (30) *Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett Bauer*, Boppard am Rhein 1980, S.72ff., 103f., 131ff.
- (31) Vgl. CB, 3. Mai 1919.
- (32) H.J.Teuteberg, *Geschichte der industrieller Mitbestimmung in Deutschland*, Tübingen 1961, S.446f.
- (33) 労働会議所は地域労働局の下部機関で、賃金・俸給の調査、苦情の調査を行い、仲裁所の役割も果たし、経済的社会的問題で邦当局に意見をのべる、とされた。*Ebenda*, S.467f.; ボルン著、鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』法政大学出版局 1973年, 327-28頁。
- (34) ボルン前掲書, 302, 307-337頁; H.Teuteberg, a.a.O., S.476. 村上淳一「ドイツにおける労働者代表制度の形成」『法学協会雑誌』第99巻第1号も参照のこと。なおヴィルヘルム期のこうした対労働者政策をグローは、「消極的統合」(一方での法的・事実上の同権化への傾向, 他方での国家と社会における原則的な同権化拒否・抑圧措置の持続)と特徴づけ、労働者の体制への攻撃を決して革命的行動へと成長させなかったという効果, また体制攻撃を組織強化へと変換する社会民主主義の戦術が統合的モメントのそうした効果を高めたことを指摘している。Vgl. D.Groh, *Negative Intergration und revolutionärer Attentismus*, Frankfurt/Main · Berlin, S.36ff.

- (35) J.R.-Kräußlich, *Parität statt Klassenkampf?*, Frankfurt a.M./Bern 1983, S.146.
- (36) ボルン前掲書, 328頁
- (37) *Die Deutsche Arbeitgeber-Zeitung* (以下DAZと略), Nr.3.17.1.1909; Nr.7.14.2.1909; Nr.10.7.3.1; Nr.41.8.10.1911.
- (38) H.J.Teuteberg, a.a.O., S.480f.
- (39) J.R.-Kräußlich, a.a.O., S.146ff.
- (40) 社会改良協会は社会政策学会が機能しなくなった後に1901年にベルレブシュ, フランケ, 中央党の数名の議員, 国民自由主義者, 左翼自由主義者の主導の下に創立された団体で, 社会改良的な企業家もこれを支援した。協会の目標は, とくに団結権の制限の除去, 結社権, 労使パリティの労働会議所の創設による労働協約制度と仲裁制度の強化であった (D. Krüger, Ein "Morgenrot wirklicher Sozialreform". Die 'Gesellschaft für Soziale Reform' und die Entwicklung der Arbeitsbeziehungen im Ersten Weltkrieg, in: G. Mai, *Arbeiterschaft in Deutschland 1914-1918*, Düsseldorf 1985, S.31 f.)。
- (41) J.R.-Kräußlich, a.a.O., S.112 ff.
- (42) *Ebenda*, S.117-121.
- (43) その経過は *Ebenda*, S.77 以下に詳しい。
- (44) *Ebenda*, S.74 f., 131f.
- (45) G. Mai, *Kriegswirtschaft und Arbeiterbewegung in Württemberg 1914-1918*, Stuttgart 1983, S.334. この転換はFG (R.シュミットやモルケンブーアを通じてSPDも) と社会改良協会との関係の深まりと表裏一体をなしていた。すなわち初期の対立を経て開戦前には両者の接近の兆候がみられ (D. Krüger, a.a.O., S.33f.), 1915年秋にはレギーンと協会のフレンケらとの共同著作が出版された (Thimme/C. Legien, *Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland*, Leipzig 1915)。そしてついに1917年末にはFG総委員会が協会に加入した。こうして協会は「全労働者職員運動と最も密接に結び付いた中立的な案内・仲介所」の位置を占めるに至ったといわれる (D. Krüger, a.a.O., S.74f.)。社会改良協会はまたグレーナーが局長であった時期のプロイセン陸軍省戦時局と人的関係を通じて密接に協働し, この時期には協会を仲立ちにして諸労組と軍開明派との協働関係が打ち立てられていた (Vgl. *ebenda*, S.54f.)。戦時経済指導への労働組合の参加について山田高生「第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(ドイツ・1914-1918)」, 成城大『経済研究』第57・58号参照。
- (46) G. Mai, *Kriegswirtschaft*, S.198f.
- (47) Vgl. *CB*, 1916. S.145ff.; G. Mai, *Kriegswirtschaft*, S.325.
- (48) *CB*, 6. Apr. 1918, S.125.
- (49) Vgl. *Quellen*, Bd.1, S.361-370, 407-411.
- (50) Vgl. *CB*, 5. Jan. 1918, S.4f.
- (51) *CB*, 6. Jul. 1918, S.243f.
- (52) *CB*, 4. Mai, 1918, S.167f.; 20. Jul. 1918, S.267f.; R. Wissell, *Die Arbeitskammervorlage*, in: *Die Neue Zeit*, Jg.36, Bd.2, Nr.14, 5. Jul. 1918; *DAZ*, 16. Jun., 7. Jul., 14. Jul. 1918.
- (53) *Quellen*, Bd.1, S.480; E. Matthias/R. Morsey (Bearb.), *Der Interfraktionelle Ausschuss 1917/18*, Düsseldorf 1959, S.319.
- (54) H. Momsen, Die Freien Gewerkschaften und die Sozialdemokratie vor dem Ersten Weltkrieg, in: W. J. Momsen/H. G. Husung (Hrsg.), *Auf dem Weg zur Massengewerkschaft*, Stuttgart 1984, S.487; K. Schönhoben, Lokalismus, Berufsorientierung, Industrieverband: Zur Entwicklung der organisatorischen Binnenstrukturen der deutschen Gewerkschaften vor 1914, in: *Ebenda*, S.227-296
- (55) *Quellen*, Bd.1, S.716f.
- (56) H. Sinzheimer, *Ein Arbeitstarifgesetz. Die Idee der sozialen Selbstbestimmung im Recht*, München/Leipzig 1916, S.181, 189ff. ジンツハイマーの思想について西谷敏『ドイツ労働法思想史論』日本評論社1987年参照。
- (57) Vgl. *ebenda*, S.190-196, 207f.
- (58) しかし言うまでもなくジンツハイマーの求める国家介入は無限定なものではない。国家は普遍的利益の観点から「社会的自己決定」の枠組みを設定するが, 西谷敏氏も言われるように(前掲書250頁)協定の内容そのものへの介入は予定されていない。
- (59) J. Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, in: H. U. Wehler (Hrsg.), *Modern deutschen Sozialgeschichte*, Köln 1973, S.209-221; ハバース著, 細谷貞雄『公共性の構造転換』未来社1981年, 197-207頁参照。

(60) 国家は監督権を留保しつつ、関係者が無能な時に初めて介入するというやり方で監督権を行使する、とされる(Vgl.Sinzheimer, *a.a.O.*, S.127ff., S.192f.)。

(61) *Ebenda*, S.206f.

[2]

(1) H. Schäffer, *Der Vorläufige Reichswirtschaftsrat. Kommentar der Verordnung vom 4.Mai1920*, München/Berlin/Leipzig1920, S.16f.

(2) *Quellen*, Bd.2, S.17f.

(3) H. Schäffer, *a.a.O.*, S.17f.

(4) *Akten der Reichskanzlei, Das Kabinett Bauer*, S.178.

(5) *Ebenda*, Dok.Nr.101.

(6) *Ebenda*, S.381ff.

(7) *Ebenda*, S.375, Anm.18. なおHandelskammerは工業も含むので商工業会議所と訳した。

(8) H. Schäffer, *a.a.O.*, S.18f.

(9) Vgl. H. G. Ehlert, *Die wirtschaftliche Zentralbehörde des Deutschen Reiches 1914 bis 1919*, Wiesbaden1982, S.237f.; F. Facius, *Wirtschaft und Staat. Die Entwicklung der staatlichen Wirtschaftsverwaltung in Deutschland von 17.Jahrhundert bis 1945*, Boppard am Rhein1959, S.113-116.

(10) K. G. A. Jeserich. u. a. (Hrsg.) , *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd.4, Stuttgart1985, S.62.

(11) *Akten der Reichskanzlei, Das Kabinett Bauer*, S.380f., Anm.22, 23.

(12) *Ebenda*, S.480, Anm.6.

(13) *Ebenda*.

(14) Vgl. A. Vögler, *Die Organisation der Wirtschaft*, Berlin1920.

(15) H. Schäffer, *a.a.O.*, S.30f.

(16) *Ebenda*, S.27ff.; F. Glum, *a.a.O.*, S. 84-93.

(17) カイザーも、暫定全国経済評議会は「組織された利益の代表」の必要から生まれたにもかかわらず、国民の実質的同質性を前提とした「具体的な、時代に拘束された一つの代表様式を異質な社会的現実に取り写した」と批判する。J. H. Kaiser, *Die Repräsentation organisierter Interessen*, Berlin1956, S.352ff.

(18) Vgl. H. Schäffer, *a.a.O.*, S.91ff.

(19) Vgl. Erdmann, *Die Deutsche Arbeitgeberverbände im sozialgeschichtliche Wandel der Zeit*, Berlin1966, S.110f.; G. D. Feldman/I. Steinisch, *a.a.O.*, S.42-45.

(20) 企業家層の経営評議会法をめぐる議論については、Vgl. *Veröffentlichungen der RDI*, Heft7.9.

(21) G. D. Feldman/I. Steinisch, *a.a.O.*, S.46.

(22) Vgl. *ebenda*, S.65-71; G. D. Feldman, *Die Freien Gewerkschaften und die Zentralarbeitsgemeinschaft1918-24*, in; H. D. Vetter (Hrsg.) , *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, Köln1975, S.243.

(23) ノッケンはシュミッターの概念に依拠して、暫定全国経済評議会をドイツに根深い国家コーポラティズムの伝統のシンボルと見なし、1920年から23年にかけてはこの伝統に立つ動きが再び優勢になったとする。U. Nocken, *Corporatism and Pluraism in Modern German History*, in: D. Stegmann, u. a. (Hrsg.) , *Industrielle Gesellschaft und Politisches System*, Bonn1978, S.47f.

(24) F. Behringer, *Die Fortbildung der wirtschaftlichen Räteverfassung*, Hamburg1921, S.19f.

(25) *CB*, 17. Juli1920, S.374f.

(26)(27)(28) *Akten der Reichskanzlei. Das Kabinett Bauer*, S.377f. Anm.21 経済省のプランについては *CB*, 3. Aug. 1920参照。

(29) Hauschild, *Der vorläufige Reichswirtschaftsrat 1920-1926*, Berlin1926, S.496f.

(30) *Ebenda*, S.497; *Quellen*, Bd.2, S.252f.

(31) *Quellen*, Bd.2, S.253.

(32) *CB*, 31. Juli1920, S.411.

(33) *Quellen*, Bd.2, S.563ff.

- (34) Vgl. Hauschild, a. a. O., S. 497-504.
- (35) Ebenda, S. 504f.
- (36) Vgl. ebenda, S. 508-514.
- (37) Ebenda, S. 505-514. なお、地域経済評議会の地域区分は、ドイツの中央集権的統一国家への再編という大きな問題とも関わる困難な問題であった。当時中央集権的統一の強化を目指したプロイセン官僚 Drews は、この経済地域にライヒ当局の監督・統制下で地域の経済的社会的利益を促進する役割を与え、これをてこにプロイセン邦の行政改革を行い、こうしてプロイセンの一体性を放棄することなしにライヒの統一強化を達成しようとした。Vgl. G. Schulz, a. a. O., S. 362-364. 社会民主主義の中では職業身分議会 Kammer der Arbeit を第二院として構想したカリスキー、コーエンらのグループが、経済議会の構想を、邦の枠に分断されない経済活動の全国的組織化によるドイツの統一の強化という文脈に位置づけていた。彼らの構想について V. Arnold, *Rätebewegung und Räte-theorien in der Novemberrevolution*, Hamburg 1985, S. 254-271 を参照。
- (38) F. Glum, a. a. O., S. 124.
- (39) *Quellen*, Bd. 2, S. 237, Anm. 37.
- (40) Ebenda, S. 586, Anm. 81.
- (41) Ebenda, S. 237. この決議に対してドイツ工業家全国連盟は次のようにコメントした。経済的、社会政策的諸問題の共同体的処理が企業家に強いてきた「非常な犠牲」に鑑み、中央労働共同体の意義が時間的に限られたものだとする ADGB の意図は全国連盟にとっても理由のないことではないようにみえるが、国民経済の再建は全ての経済的精神的諸勢力の協働を要求しているから、労働共同体の思想を堅持する真剣な意志はまだ存在すること。H. Kaun, *Die Geschichte der Zentralarbeitsgemeinschaft*, Jena 1938, S. 101f.
- (42) *Quellen*, Bd. 2, S. 566, Anm. 36.
- (43) Ebenda, S. 578-588.
- (44) G. D. Feldman, a. a. O., S. 240f.
- (45) 強制仲裁制度とその機能については太田和宏「ヴァイマル体制下の労使関係」、川本和良他編集『比較社会史の諸問題』未来社参照。
- (46) E. V. Borsig, *Industrie und Sozialpolitik. Das sozialpolitische Programm der Vereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände*, Berlin (1924) , S. 8.
- (47) Ebenda, S. 9, 12ff.
- (48) G. Bernhard, *Wirtschaftsparlamente*, Wien/Leipzig/München 1923, S. 56-61; F. Glum, a. a. O., S. 120.
- (49) K. Novy, *Strategien der Sozialisierung*, Frankfurt 1978, S. 160.
- (50) F. Glum, a. a. O., S. 120f.; Hauschild, a. a. O., S. 4.
- (51) Ebenda, S. 3.
- (52) Ebenda, S. 64-66, 77.
- (53) Ebenda, S. 66-70.
- (54) Ebenda, S. 73, 77f.
- (55) Hauschild, a. a. O., S. 1ff.
- (56) G. Bernhald, a. a. O., S. 81f.
- (57) Ebenda, S. 81-88.
- (58) Ebenda, S. 80f.
- (59) Ebenda, S. 88-96.
- (60) Hauschild, a. a. O., S. 9ff.
- (61) Vgl. ebenda, S. 96-124.

むすび

- (1) W. Abershauser, *Freiheitlicher Korporatismus im Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, in: Ders. (Hrsg.) *Die Weimarer Republik als Wohlfahrtsstaat*, Stuttgart 1987, S. 151.
- (2) V. Dorsch, *Die Handelskammer der Rheinprovinz in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Wiesbaden 1982, S. 18, 30ff.

- (3) Vgl. H.A. Winkler, *Pluralismus oder Protektionismus? Verfassungspolitische Probleme des Verbandswesens im Deutschen Kaiserreich*, Wiesbaden 1972, S. 29.
- (4) ちなみに、1897年にドイツ工業家中央連盟の団体メンバーの3分の1は商工業会議所であり、逆に1911年時点でドイツ商工業会議DHTの53人の委員会メンバーのうち31人が同時にハンザ・ブントのメンバーであった。Vgl. W. Abershauser, *a.a.O.*, S. 150ff.
- (5) *Ebenda*, S. 156f.
- (6) H.A. Winkler, *a.a.O.*, S. 28f.
- (7) こうした身分制社会の特殊ドイツ的な再編についてF. ハルトゥング他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店1982年、第14・16章、成瀬治『近代市民社会の成立』東大出版会1984年、第8章、藤田孝一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社1984年、第1章、肥前栄一『ドイツとロシア』未来社1986年、321頁以下参照。
- (8) 19世紀末から1930年代にかけての時期を、資本主義の発展の下で前資本主義的諸関係、身分制的・伝統的な社会的・意識的諸要因が最終的に解体していく時期として把握し、資本制蓄積の論理に規定された階級関係の形成(特に大戦後に伝統的規制の解体と社会的流動化が進む)を論じた柳沢治「ドイツにおける階級形成＝社会的移動論の展開」『思想』1983年8月号を参照。また、執拗に残った身分制的諸要素はそうした階級形成をも規定し、階級の中にたえず身分が再生産されていく特殊な階層構造を打ち出すとして、そのような独特の階層である職員層を論じた雨宮昭彦「第一次大戦前ドイツにおける職員層論」『思想』1984年1月号をも参照。さらに「教養」層も身分として現れるというウェーバーの指摘(「ドイツにおける選挙法と民主主義」, 中村貞二他訳『政治論集』1, みすず書房1982年, 266頁)も想起さるべきであろう。
- (9) K.G. Jeserich (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Stuttgart 1984, S. 72.
- (10) 手工業のツンフト復活要求の急進化と社会保護主義的政策一貫としての国家によるその承認について後藤俊明「ドイツ第二帝制におけるイヌクの再編成」『経済論叢』第122巻第5・6号参照。
- (11) アーベルスハウザーはこの時期のドイツをカルテル、シンジケート、経済団体、労働組合、会議所など経済の組織的担い手の多様性によって刻印された資本主義的経済秩序と規定し、統合原理としてブルーリズム、国家コーポラティズム、社会＝自由コーポラティズムが併存し、しかも最後のものがますます優勢になっていたと見る。そして「ドイツ資本主義のコーポラティブな決定作成と秩序構造」は身分制的伝統をぬきには考えられないとしながらも、これをそうした伝統との関連において検討するよりも、今日盛んに議論されている現代的コーポラティズムの先駆現象とみなしている。
 しかし第一に団結権、労働組合の承認といった労働力商品取引に関する近代的原理の未確立、第二に議会制政府システムが未確立の段階で、「議会主義以後」の利益代表・媒介の、あるいは政策形成のシステムとして労使の巨大利益団体の協調、または政・労・資の三者協議制のシステムが問題にされている現代コーポラティズム論の観点から当時のドイツを把握するのは、全く形式的機能主義的であるにとどまらず、内容的にも無理があると思われる(もちろん彼も当時のコーポラティズムには労働組合が欠けていたことを承知しているが、戦時経済のなかで労働組合の組入れが果たされるフレームワークとしては確立していたとする)。
- (12) D. Groh, *a.a.O.*, S. 26.
- (13) 「農業職業身分の協同組織」と規定された農業会議所により自由な農業団体が再編され大土地所有の利害を支柱として農村統合が図られることについて、北住炯一「ドイツ第二帝制における農村政治統合の基盤」愛知学院大学論叢『法学研究』第19巻第1号参照。
- (14) ウェーバー前掲論文、275-281頁参照。
- (15) この点に関連して、1923年の国家的強制仲裁制度の中にこそ(これを1918年労働協約令からの乖離、ワイマール体制の埒外に飛び出したものとみる加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』の立場とは異なり)ワイマール労使関係の本質を見る太田和宏氏の見解(前掲論文)に基本的に同意したい。またH. モムゼンも、インフレ後弱体化した自由労働組合は国家的調停制度に依存し、自立的な協約政策よりも、国家による社会立法の拡大を優先する姿勢を強めたと指摘している。ハンス・モムゼン「ヴァイマル共和国におけるドイツ社会民主党と自由労働組合」『歴史と社会』第4号、274頁。
- (16) 上述の伝統をもつドイツでは極めて特徴的なことに議会制化要求が高揚する度に、職業身分代表の観念に基づく経済議会の理念が蘇り(G. Bernhard, *a.a.O.*, S. 14ff.), この革命期にも伝統的なカソリック・コーポラティズムからラーテナウ＝メーレンドルフのテクノクラティッシュな構想に至るまで様々の性格の職業身分代表の構想が「流行」した(G. M. Dill, Jr., *The Christian Trade Unions and Catholic Corporatism in Germany, 1916-1924*, Harvard Uni. 1949, p. 38)。全国経済評議会の設置について議論した閣議で諸身分 Stände のタームが用いられたことにも示されるように、社会民主主義や自由主義も「流行」と無縁で

はあり得なかった。

- (17) Vgl.C.Böhret, Institutionalisierte Einflußweg der Verbände der Weimarer Republik, in: H.J.Varain, *Interessenverbände in Deutschland*, Köln 1973, S.217ff.

(1987年11月末稿)